

慰安婦問題の国際化の 一側面：戸塚悦朗の回 顧を中心に

木村 幹*

はじめに

李容洙さんは、「もう時間がない」、「(すでに亡くなった) 被害者たちのもとに行った時に話ができる様に文在寅大統領と韓国政府が国際法による判決を受けてほしい、というのが私の最後の願い」と話した。先月8日(2021年1月8日)に、慰安婦問題の様な「反人道的不法行為」については、国際慣習法上の「主権免除原則」を適用しない場合もあるとし、日本政府に賠償を命じた韓国司法の「画期的判決」が下されて以降、韓日両国の一部から提起されていた「国際司法裁判所への持ち込み論」が生存被害者李容洙さんの口を通して公式化されたのだ¹。

2020年。前年末に明らかになった中国の武漢における「原因不明の肺炎」の流行は、この年になり全世界へと波及した。流行は当然の様に共に中国の隣国である日本と韓国にも及び、両国の政府や社会はその対応に追われる事となった。

この様な中、2019年の7月における日本政府のいわゆる「輸出管理措置」の発動を直接の端緒とする日韓両国間の外交的緊張関係は、一旦、人々の関心から遠のく事となった。日本においては第二次世界大戦終戦の記念日であり、朝鮮半島においては植民地支配からの解放の記念日である15日を含む、多くの過去を振り返る為の記念日が集中する8月は「歴史を議論する月」となる事が多い。しかしこの年の8月は、両国の歴史を巡る議論は盛り上がりを見せず、事態は沈静化へと向か

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

うかにも見えた²。

しかし、明けて2021年、事態は再び急速な変化を見せつつある。1月8日には、ソウル中央地方裁判所が、元慰安婦12人を原告とする裁判において、日本政府に慰謝料支払いを求める判決を行った³。日本政府は国際慣習法上の「主権免除」の原則故、韓国の裁判所の裁判権は日本政府をはじめとする外国政府には及ばない、としてこの裁判そのものを無視する戦術を取っていることから、この判決に対しても控訴を行わなかった。結果、1月23日には裁判結果が確定、法的効力を持つに至っている⁴。

そして、この様な状況の中、これまで生存中の元慰安婦の中でも最も活発な言論活動を行ってきたことで知られる李容洙が、2月16日、ソウル市内のプレスクラブで記者会見を開き、日韓両国政府に対してこの問題を国際司法裁判所で議論する様に提起した。韓国メディアによれば、この提案は李容洙自身の発案によるものとされており⁵、元慰安婦自身による国際裁判の提起は、韓国政府が「当事者主義」を掲げる中、今後、韓国国内で様々な議論を呼ぶ事が予想される。

さて、この李容洙による国際司法裁判所に関わる問題提起にも典型的に表れている様に、他の多くの歴史認識問題に関わるイシューに比べ、慰安婦問題は早い段階から国際社会を意識して活動が行われている事が特徴の一つとして挙げられる。しかしながら、慰安婦問題の国際化がどのような経緯で起こり、その背景には当時どのような状況があった

のかは必ずしも明らかではない。我々はその経緯や背景を知る事により、慰安婦問題、更には日韓間の歴史認識問題に関していかなる示唆を得る事が出来るのだろうか。

本稿ではこの問題について、1992年2月、国際連合の人権委員会（The United Nations Commission on Human Rights、以下、国連人権委員会）に慰安婦問題をはじめて提起した事で知られる戸塚悦朗⁶（以下、戸塚）が、慰安婦問題を提起するに至るまでの過程を歴史的に振り返る事により、その一面を明らかにしたい⁷。早速本論に入っていく事としよう。

第1章 慰安婦問題の国際化

さて前提としての慰安婦問題について、簡単に整理してみる事にしよう。前提となるのは、この問題には二つの「歴史」があり、この二つの異なる部分において異なる独立した議論が存在する事である⁸。第一の「歴史」は、慰安婦が動員され、戦場に配置された、「戦前の歴史」である。そこにおいては、多くの慰安婦を生み出した日本の制度がどのように生まれ、運用され、その中で慰安婦らがどのようにして動員され、またどのような境遇に置かれたか、が議論されて来た。

しかしながら、慰安婦問題に関わる「歴史」はそれだけではない。何故なら、この問題にはそれが「再発見」され、新たな意味付けが与えられ、更には日韓両国の主要な外交問題へと発展してきた、問題自身の「歴史」もあ

るからである⁹。即ち、「戦前の歴史」である慰安婦問題に関わる事実について議論がなされてきた、「戦後の歴史」である。既によく知られている様に、第二次世界大戦終戦後、その存在こそよく知られていたものの、日韓間の過去を巡る問題として特別な地位を与えられていなかった慰安婦や慰安婦制度に関わる問題は、1970年代以降、幾つかの段階を経て新たな意味付けを与えられ、1990年代に入って本格的な外交問題へと浮上する事になっている。

この様な慰安婦問題の歴史的展開の結果、今日における慰安婦や慰安婦制度に関わる議論は、戦前における時代状況以上に、議論に意味付けが行われた戦後の各時代の状況を大きく反映したものになっている。とりわけそこにおいて重要なのは、日韓両国において慰安婦問題に関わる注目が大きく高まった1990年代前半の状況である。例えば、その典型の一つとして挙げられるのは、動員過程への注目である。言うまでもなく、慰安婦問題には、動員過程のみならず、動員先での人権状況や契約のあり方等、多様な論点が考えられるが、そのうち動員過程における強制性に大きな注目が向けられるのは、90年代初頭における日韓間の歴史認識問題の中心が、慰安婦問題にではなく、徴用工等の広範な人々を含んだ「強制連行問題」にあり、慰安婦問題もまたこの様な「強制連行」された人々を巡る問題の一部だと理解されていた事にある。しかしながら、この様な経緯は今日、多くの人々に忘れられ、にも拘わらず、様々な

側面が存在する筈の慰安婦問題について、動員過程における議論のみが突出して議論される状況が生み出される事となっている。

当然の事ながら、戦後の各時代の特殊性が残した影響は、慰安婦問題の「国際化」に関わる部分についても言う事ができる。2021年1月のソウル中央地裁における判決からわかる様に、今日の韓国においては慰安婦問題は、「国際共同体の普遍的価値を破壊」した「反人権的な行為」だと見做され、議論される事が多い。この様な慰安婦問題における国際的な意味付けへの着目は、例えば、徴用工や軍人・軍属等に関わる問題の議論と比べると、明らかに突出したものになっている。しかしながら、そこにおいて何故に、慰安婦問題だけが、かくも盛んに国際的な文脈において議論されているのか、は実は必ずしも明確に理解されていない。そしてこの様な国際的問題としての突出した地位にある慰安婦問題について、時に徴用工や軍人・軍属に関わる運動の当事者が、慰安婦と同じ当事者であるはずの自らを国際社会は不当に等閑視している、と不満の声を漏らす程になっている¹⁰。

さて、この様な慰安婦問題の「国際化」の過程に、通常、大きな役割を果たしたとされるのは、韓国挺身隊対策協議会(以下、挺対協)を始めとする韓国の女性運動団体の役割である。1990年11月16日、韓国の37女性運動団体の決議で発足した挺対協は、毎週水曜日に旧日本大使館前で行われる「水曜集会」を主催するなど、韓国における主導的な慰安婦支援団体として知られており、2016年には

「日本軍性奴隷問題解決のための正義記憶連帯」(以下、正義連)に組織替えを行い、現在に至っている¹¹。この挺対協が慰安婦問題の「国際化」に果たした役割について、ある論者は次の様に述べている。

運動の方法論において挺対協は、「慰安婦」問題や戦時性暴力をなくすための国境を越えた「フェミニズム的な連帯」を追求した。挺対協は、国際社会に積極的に「慰安婦」運動をアピールし、世界的な女性人権平和運動に高め、世界史に貢献した。米国や欧州議会などで対日「慰安婦」決議がでた(2007年)のもその一例だ¹²。

勿論、ジェンダー問題を基軸としてこの問題の国際化に果たした挺対協の役割には極めて大きなものがある。とりわけその影響力は、1990年代後半以降においては顕著であり、挺対協は慰安婦問題の国際的展開において一つのハブ的な役割を果たして来たという事ができる。

しかしながら、その事はこの問題が日韓間の主要な外交問題の一つとして浮上し、国際的な議論の対象となった1990年代初頭においても、挺対協の影響力や役割が同様に大きかった事を意味しない。既に述べた様に、1990年に発足した時点での挺対協は、多くの女性運動団体の緩やかな連合組織にしか過ぎず、韓国国内における知名度や組織力も限られていた。更に重要な事は、この時点での挺対協やそれを構成する人々に、過去の国際

的活動の経験が乏しかった事である。就中その経験の乏しさは、後に慰安婦問題の国際化において主要な場となる、人権委員会や国際労働機関をはじめとする国際連合傘下の機関での活動において顕著であった。

そして、それはこの問題が日韓間の外交問題と初めて化した1990年代初頭の状況を考えれば当然であった。金学順が韓国においてカミングアウトを果たし、元慰安婦3名を含む人々が日本政府を相手取った裁判を起こした1991年は、北朝鮮と並んで韓国が国際連合への加盟を漸く果たした年に当たっている。第二次世界大戦後の世界を支配した冷戦秩序の最前線にあった分断国家・韓国は、北朝鮮と「朝鮮半島唯一の主権国家」としての地位を争う関係にあり、ソ連や中国をはじめとする社会主義圏諸国との国交すら長らく有する事ができなかった。この様な中、韓国は繰り返し国際連合をはじめとする国際機関への加入を求めたが、ソ連を中心とする諸国の反対により実現しなかった¹³。

この様な状況からわかるように、1990年代初頭の段階では韓国の人々にとって、依然として国際連合をはじめとする国際機関は「遠い存在」であり、彼らがこれにアクセスする事は容易ではなかった。1992年2月7日、ハンギョレ新聞は次の様に報じている。

韓国挺身隊問題対策協議会は、宮澤喜一首相が今年1月に韓国を訪問した際、「挺身隊問題について謝罪する」としつつも、「賠償問題は、現在訴訟中の事件を見ながら検討す

る」としたのは無責任な発言だとして、国連人権委員会に挺身隊問題の上程を推進中だ。このため、李孝再共同代表が12日、米国訪問の為に出国する。

李代表は今月末まで米国に滞在し、「国連傘下の民間女性団体のNGOチャンネルを通じて、国連人権委員会に挺身隊問題を上程する計画だ」と語った。外友部と政務第2長官の協力をはじめ、米国到着後すぐに米国の人権活動家や法律家、在米同胞たちの助けを得て、国内で用意した挺身隊関連資料をもとに、陳情書と挺身隊実像レポートを作成する計画である¹⁴。

重要な事は、この時点での挺対協は国際機関に参加した経験もなければ、これにアクセスする直接のパイプすら有さず、故にまずはアクセスする為の組織的準備から始めなければならなかった事である¹⁵。そしてここから韓国政府の共助を得てこの活動に取り組んだ挺対協は、同年8月、元慰安婦である黄錦周等を連れて、国際連合経済社会理事会が設置した「国連人権委員会」の更に下部組織である、「差別防止と少数者の保護に関する小委員会（以下、国連人権小委員会）」に参加し、発言する事に成功する¹⁶。そしてこれこそが韓国の運動団体が、慰安婦問題に関して国際機関で発言した最初の事例となるのである。

しかしながら、この「韓国の運動団体としての慰安婦問題に対する国際機関での初めての問題提起」は、実は「慰安婦問題に対する国際機関での初めての問題提起」ではなかつ

た。何故なら、挺体協の代表団が韓国を出発した僅か10日後の2月17日、国連人権委員会の場で、国際教育開発（以下、IED）¹⁷の副代表であった戸塚悦朗が、既にこの問題の提起を行う事となっていたからである¹⁸。そして、この戸塚の問題提起を契機として、国連人権小委員会における慰安婦問題に対する関心が高まり、結果として挺対協が8月の委員会で発言する機会を得るのである¹⁹。

とはいえ、結果的に挺体協の国際舞台への初登場をアシストする形となった、この戸塚の行動が、挺体協等、韓国の運動団体との何らかの協働の結果として行われたものであったか、と言え、実は全くそうではなかった²⁰。後に詳しく見ていく様に、この時点での戸塚には韓国との特段の関係もなく、更に言えば日韓の間の過去を巡る問題や慰安婦問題における重要な切り口の一つである女性問題に関わる活動の前歴もなかったからである²¹。

にも拘わらず、戸塚の行動は一定の国際的反響を生み、今日に繋がる「国際的な人権問題としての慰安婦問題」の素地を作る事となった。では何故、それまで日韓関係と如何なる関係をも有さなかった戸塚は、1992年2月、慰安婦問題を国際連合の人権委員会で提起する事となったのだろうか。そして、挺体協に先立つ彼の活動は、どの様な前提条件を得て可能になったのだろうか。

幸い戸塚については彼が残した多くの著作があり、また筆者等は彼に直接インタビューをする機会にも恵まれた²²。そこで以

下、これらの資料を用いて、戸塚が国連人権委員会にて慰安婦問題を提起するまでの経緯について、彼の個人史に遡って詳しく見てみる事としよう。

第2章 「地方の名家」に生まれて

まず戸塚の家族的背景から見ていく事にしよう。

近代における戸塚家の歴史を顧みる上で、最初に重要なのは戸塚の曾祖父に当たる喜平が掛川にて米穀商を始めた事である。現在の掛川市平島の地主の子供として生まれた喜平は「商才に長け」ており、幕末から明治初期にかけて家業は大いに発展した²³。掛川城の大手門の払い下げを受け、店舗と酒蔵を設けた一家のビジネスの中心は喜平の子、つまり、悦朗にとっては祖父に当たる藤平の代には、酒造業に代わり、更に大きく展開された。一家の酒造業は、1919年に家業を継承した重一郎の代に入り²⁴、静岡市内に卸売部門を移転させ、酒問屋「平喜商店」が発するに至る。こうして静岡県内で日本酒の醸造、卸部門と製造販売が一体化した形での業務展開が可能となり、一族のビジネスの基礎が確立する。重一郎は戦後、自らの母校であった第六高等学校のあった岡山へと醸造の場を移し、「岡山で醸造、静岡で卸売、東京で販売」という今日まで繋がる「平喜グループ」のビジネスモデルを確立させた。

重一郎は満州事変が勃発すると、大陸に進出し、図們にてその名も「日本勢」という名

の日本酒を製造し、「大成功」を収めたとも言う。図們は現在の中華人民共和国吉林省延辺朝鮮族自治州の図們市であるから、一家は日本による大陸進出や朝鮮半島に関わる問題にも一定の関わりを持っていた事になる。重一郎はその後百貨店やホテル経営などにも手を染めるものの、敗戦にて財産を接収され、「リュック一つ」での帰国を余儀なくされる。戦後は、改めて静岡を拠点にしてビジネスを再開、家業は重一郎の息子の健、更には孫の敦男へと引き継がれ、現在に至っている。

戸塚家の歴史を考える上でもう一つ注目すべきは、一族の政治的進出である。この点については、悦朗の祖父である藤平が掛川町長に就任しているのが、確認できる最初の例であるが、それよりも遥かに重要なのは、藤平の次男である九一郎の存在であろう。1891年生まれ九一郎は、掛川中学、第一高等学校²⁵を経て、東京帝国大学法学部を卒業、1917年に内務省に入省後、徳島県知事、山口県知事、宮城県知事、北海道庁長官、福岡県知事を歴任し、九州地方総監として敗戦を迎えている。その後、九一郎は連合国によって公職追放されたものの、追放解除後には政治家に転じ、衆議院議員として静岡1区から3回の当選を果たしている。大物内務官僚であった彼はその経験を買われ、第4次吉田内閣で労働大臣として初入閣を果たし、その後、建設大臣や北海道開発庁長官として活躍した。政界での活動においては、弟の重一郎がその基盤を支えたという。悦朗にとっては伯父にあたる人物である。

九一郎の後、一族の政界での活躍を引き継ぐ形になったのは、重一郎の次男、進也である²⁶。進也は通産省、平喜百貨店での勤務を経て政界に転じ、1967年に掛川市議に当選し、政界入りを果たした。その後、県議会議員を経て、1974年に参議院議員に当選した進也は、83年には衆議院議員に転じ静岡1区から当選を果たしている。静岡1区は九一郎の選挙区でもあったが、両者の間には四半世紀近い時間が経過しており、「世襲」と言う事は難しい。その後、自民党が政権を失う事となった93年の総選挙にて落選した進也は、国政への復帰を果たす事ができず、2005年には合併により拡大した直後の掛川市長に当選している。悦朗の兄に当たる人物である。

明らかな事は、戸塚が経済的にも人脈的に極めて恵まれた典型的な「地方の名家」に生まれたという事である。戸塚の生年は1942年であるから、ちょうど父・重一郎が満洲での事業に取り組んでいたさなかの事になる²⁷。戸塚によれば浜松で生まれた彼はその後、家族のいる満洲に渡ったという。そして彼は敗戦に伴う大混乱の中、どうにか満洲から本土へと戻る事になる。「中国残留孤児の一人になっても不思議ではない状況だった」と、彼はこの幼かった当時の状況について説明している²⁸。

さて、その後、弁護士として活躍する戸塚であるが、そこに至るまでの経歴は少し変わったものである。戸塚は1960年、立教高校から推薦入学で立教大学理学部物理学科に入学し、原子物理学を専攻する。しかし、戸

塚は卒業後、原子力の分野には進まず、今度は同大学院文学研究科に進学、心理学を専攻する。戸塚はここで修士号を取る事なく退学し、1967年には今度は、同じ立教大学の法学部に学士編入した。その後、1970年に同学部を卒業した戸塚は、無事司法試験に合格、1971年には司法研修所に入所し、法曹生活を始めた。

この経緯からわかる事は、当時の戸塚にとって法曹界に入る事自体が必ずしも目的ではなかった事である。若き戸塚は未だ自らの進むべき道を模索するさなかにあった。人権問題に関心を持ち、国内外で活躍する後の人権派弁護士の姿を、この時点での戸塚に見出す事は難しい。

この一度志した原子物理学の道を断念した理由を、戸塚は次の様に説明する。彼の父は戸塚が原子物理学を学ぶ事を喜んでおり、将来も関連の企業に就職する事を望んでいた。しかしながら、戸塚は二つの理由でこの道を拒否する事になる。一つは、大学におけるずさんな管理等を見て、放射能に対する強い不安を覚える様になった事、もう一つは当時の原子物理学研究が依然として引きずっていた戦時の原子爆弾開発研究に嫌悪感を抱いた事である。

こうして、法曹界に進み弁護士となる戸塚であるが、この少し前に後の彼の経歴に影響を与える一つの出来事が起こっている。即ち、理学部にて原子物理学を学んでいた戸塚が、アメリカへの留学を志した事である。彼が留学先として選んだのは、当時の原子物理学研

究の世界的中心の一つであったMITであった。研究の為に日常的に英語論文等に触れていた戸塚であったが、その留学計画は前提条件であった「英語能力」を満たす事ができず挫折する。この経験はプライドの高い彼をして、以後、英語学習に励ませる事となった。大学院在学時には、大学教育と独立して夜間学校で英語学習に勤しんだ、と戸塚は当時を振り返っている。

そこに至るまでの経緯はさておき、司法修習生時代の戸塚は、過去のある一つの事件に注目する事になる。即ち、1960年前後に大きな問題となったサリドマイド薬害事件である。このサリドマイドによる投薬が多くの胎児の発達に障害を与えたという事件を通じて薬害問題に関心を持ちつつあった彼は、1973年、司法修習を終えた後に、サリドマイド事件に匹敵する大規模な薬害訴訟に自ら関わる事になる。スモン薬害訴訟がそれである²⁹。

スモン薬害訴訟とは、キノホルム剤を服用した者が、全身のしびれ、痛み、視力障害等を発症したとして、国と製薬会社を訴えたものであり、和解確認書調印まで全国27の地方裁判所に、4,819人が訴訟を起こした。そして一連の訴えの内、最初の訴えが1971年5月に東京地裁に対して行われており、ちょうど戸塚が司法修習を開始した年の事であった。戸塚はこの巨大訴訟に「東京第二グループ」弁護団の一員として参加した。そしてこれが戸塚の弁護士としての最初の仕事になるのである。戸塚はその経緯について次の様に語っている。

友人が薬害スモン訴訟を引き受けていたので、勉強になるかと思い、東京第二グループという弁護団に入ったんです。

最初は週1回という話でしたが、実際行ってみると、確かに優秀な弁護士が揃っているが、週1回くらいだと負けそうだった。それで「もっとしっかりやらなくちゃいけない」と弁護団会議で発言したら、偉い先生方が怒ってみんな事務局を辞めちゃったんです。

で、私も引き下がれなくなり、お父さんに借金して、弁護団で新しく事務所を開き、そこに私が登録をしました。[中略] こうしてスモンに専念する事になったんです³⁰。

とはいえこの訴訟において戸塚が担った職務には一風変わった内容が含まれていた。何故なら、彼がここで期待された職務の中には、国内の法廷における活動のみならず、「国際的な」活動が含まれていたからである。その内容は主として二つあった。一つは薬害を具体的に立証する為の海外の研究結果の精査である。弁護士として数少ない自然科学系のバックグラウンドを持っていた事が活動の助けになった、と彼は述べている。もう一つは、海外における証人探しである。既に薬害訴訟においては、サリドマイド薬害訴訟にて、レントン等の海外研究者による証言が重要な役割を果たした事が知られており³¹、弁護団はこのスモン薬害訴訟でも、薬害が未然に防止可能なものであった事を証言できる、有力な海外研究者の証人を探していた。

こうして戸塚は、アメリカやヨーロッパに渡り、証人発掘を行うと同時に、世界消費者機構等、キノホルム剤の被害を受けた人々やそれを支援する団体等の間での、国際的なネットワークを構築する活動を行った³²。司法修習を終えたばかりの彼がこの訴訟において重要な役割を果たす海外での活動に従事するようになったもう一つの理由は、語学力であった。「当時の弁護団には英語ができる人が少なく」、その中で一定の語学能力があると目された戸塚が、その活動の一端を担う事になったという訳である³³。

さて、このスモン薬害訴訟への参加は、弁護士になったばかりの戸塚に、二つの教訓を残す事となった。既に述べた様に、スモン薬害訴訟は、5,000人近い原告が国と製薬会社を相手取って行われた巨大訴訟であり、最終的な和解に至るまでに最初の提訴から和解確認書に調印するまでに8年の年月が費やされた。当然の事ながらそこにおいては、多くの被害者に対して、同じ基準で同じ水準の補償を与える必要があり、弁護団はこの為の制度構築に尽力する事となった。だからこそこの経験は戸塚をして、当事者の迅速で安定した救済の為には、単に個々の裁判に勝利するだけでなく、一定の制度設計が重要だ、という理解を齎した。

二つ目は、戸塚がこの訴訟において、薬害をはじめとする様々な日本国内の問題が、実は大きな国際的な広がりを持つものである事を知り、故に問題解決の為の国際社会との協働が重要である事を学んだ事である。法務大

臣官房に属する司法法制調査部がその「季報」において、法曹界の「国際化」の必要を訴えたのが1981年³⁴、日本弁護士連合会が全米法曹協会からの「相互自由化」の要請を検討する為の専門の委員会を設けたのも同じ年の事である³⁵。それ以前、つまり、1970年代の日本の法曹界は国際社会に対して、依然「閉ざされた」状態にあり、弁護士達の職務は飽くまで国内の「法廷を中心としたもの」に過ぎなかった³⁶。

若き戸塚はこの様な時代状況の下、当時の弁護士としては稀な国際社会での経験を得る事になった。つまり、スモン薬害訴訟における経験は、戸塚に国際社会での活躍の場を与えたのみならず、こうして、日本政府を相手取る活動を、国際社会を利用して行うという戸塚の活動形態の原型を作らせる事となった。

とはいえ、この時点で後に、慰安婦問題を国際機関にて提起する戸塚の活動の基礎の全てが出来上がった訳ではない。何故なら、この時点での戸塚には、将来、自らの具体的な活動の場とする事になる国際機関での活動は、あまり視野に入っていなかったからである。挺対協の例で既に見た様に、国際機関での会合に出席し、声を挙げる為には一定のセットアップとその為のノウハウが必要であった。しかしこの時点での戸塚にはこれらの知識や経験は全く存在せず、その活動は飽くまでアメリカや欧州の団体に支援を求めるに留まっていた。

それでは戸塚はその国際機関での発言に関

わるノウハウをどの様にして獲得していったのだろうか。章を改めてその点についてみる事にしよう。

第3章 国際機関での発言の為に

戸塚は国際機関での発言に関わるノウハウをどう獲得していったのか。この点について彼は最終的に自らの主たる活動場所の一つとして選択する事になる、国際連合の人権小委員会について、1984年に、次の様に回顧している。

国際人権連盟が“告発”の場を選んだ、国連人権小委員会について詳しく知っている日本人はそう多くはないだろう。

恥ずかしい事だが、筆者自身もつい最近まで、それが国連組織のなかに存在する事すら知らなかった。1981年6月、英国でマインドの法務部部長ゴスティン弁護士から、「国連で精神病者の『権利章典』が審議されている」と教えてもらった時に初めてそれを知った。だから知ってからわずか約4年にしかない³⁷。

確かに戸塚はスモン薬害訴訟で、弁護士活動において国際社会との関係を利用する方法を学ぶ事になり、一定の範囲ながらそこで国際社会からの圧力が、日本での活動に有効に機能する事を知った。しかし既に述べた様に、この時点の戸塚にとって国際社会とは、自らが参加し議論する場ではなく、海外の弁護士

や運動家等との交流を通じて、自らが重要視する問題をアピールし、何かしらの共助を獲得する為の場にしか過ぎなかった。

そして、この様な状況は彼が後に自らの活動の舞台とする国際機関については、更に顕著であった。この段階の戸塚は、彼が関心を持つ問題の議論の場である国際連合人権委員会は、経済社会理事会の下にある、飽くまで国家により構成される組織に過ぎない、と理解していた。つまり、戸塚は、国際連合の一部にNGOの代表や専門家が直接参加し、人権に関わる問題を議論できる場がある事、それ自体を知らなかった事になる。だからこの時点での彼が、自らがこれらの国際機関に直接出席して発言する事を考えなかったのは当たり前であったと言える。

しかしながら、戸塚の国際機関に対する認識は、彼が次に取り組んだ大きな問題を機に劇的に変わる事となる。即ち、精神医療と人権を巡る問題³⁸がそれである³⁹。周知の様に、我が国においてこの精神医療と人権を巡る問題が大きな注目を浴びる事となったきっかけは、1983年に発覚した「報徳会宇都宮病院事件」であった⁴⁰。この事件は、1983年4月、看護職員が不平を漏らした患者を殴打し殺害した出来事をきっかけに、一部の患者が東京大学医学部の附属病院精神科病棟を訪れ、この病院を巡る状況を告発する意思を示した事から表面化した。以後、大学病院と弁護士、更には野党国会議員や一部メディアの協力の下、病院の内情に関わる調査が行われた。翌1984年の3月に入ると、この調査結果がメ

ディアによって報道される様になり⁴¹、病院スタッフによる患者への暴行や無資格者の医療行為、更には不必要な入院などの実態が明らかになる。この報徳会宇都宮病院を巡る状況は、日本における精神医療の実情に関わる事件として注目され、海外でも大きな注目を浴びる事となった。

とはいえ、戸塚の活動を子細に振り返った時、明らかなのは、この様な精神医療と人権を巡る状況への社会的関心は、単に一病院が起きたスキャンダルによってのみ偶然高まった訳ではない、という事である。重要なのは、この前段階としての、日本の刑法改正を巡る議論である。

周知の様に現在の日本の刑法は、今を遡る事114年前、1907年にその原型が作られている。しかしながら、この様な刑法の来歴は、必然的に時代の変化に従い、この法律の内容の一部を不適切或いは不十分なものとさせて来た。結果、刑法の大規模な改正が叫ばれる事となり、この問題は第二次世界大戦後、より正確には新憲法制定後の、法曹界の大きな課題となってきた。

しかしながら、刑法の改正は容易には進まなかった。とりわけ本稿において重要なのは、この改正論議において、国民への統制を強化する方向で改正を進めようとする政府・法務省と、第二次世界大戦後の新憲法体制に相応しいよりリベラルな方向への改正を求める日本弁護士連合会等との対立が存在した事である。異なる方向への改正を求める意見が対立する中、現実の改正は後回しにされ1970年

代にまで至る事となる⁴²。

そして、当時、この問題は新たな展開を迎えた。即ち、1974年の法制審議会の答申により刑法改正の方向性を明らかにしていた政府が、遂に刑法の全面改正に向けての本格的な作業に着手したのである。1980年、ちょうどスモン薬害訴訟の和解書調印が行われた翌年の事である。

重要なのは、ここにおいて日本政府が改正のきっかけとしたのが、同年8月19日に発生した「新宿西口バス放火事件」だった事である⁴³。この6人が死亡、14人が重軽傷を負った事件において、犯人と目された人物に精神障害の疑いがあった事を受けて、当時、法務大臣であった奥野誠亮は「精神障害の疑いのある者による凶悪な犯罪が頻発している」として、「精神障害者やアルコール中毒者が罪を犯した場合、保安施設に収容して、犯罪の再発を防止するとともに治療をする」という「保安処分」の新設を閣議で訴えた。

この様な日本政府の動きは、直ちに日本弁護士連合会や日本精神神経学会等の反発を呼び、戸塚もまたこの活動に参加した。そして、ここでも再び戸塚は国際社会を舞台とした活動を担う事となる。背景にあったのは、当時の日本政府がこの「保安処分」と同様の制度は他国でも導入されている、と主張した事であり、だからこそこれに反対する弁護士等もまた、他国での精神医療と人権を巡る法制度や状況がどの様なものであるかを知る必要があった。即ち、この刑法改正を巡る論争において、日本政府が新たに導入を目指す「保安

処分」が国際的な観点からみて妥当なものであるか否かが、一つの争点となり、その調査が必要になった状況が生まれた訳である⁴⁴。

さて、この様な状況は一部の弁護士有志達をして、海外における調査へと導いていった⁴⁵。そしてここで、「英語が堪能」なため「通訳がいらないから経費が掛からない」戸塚が選ばれるのは、ある程度必然と言えた。因みに後の彼自身の回想によれば、この時点での戸塚には精神医療と人権を巡る問題、それ自体への特別の関心はなかった、という。つまり、この問題においては最初に刑法改正を巡る問題があり、その中で国際社会における調査への必要が生まれ、この状況が彼をして再び国際社会での活動舞台を提供する役割を齎した事になる。

ともあれこうして彼は、1981年6月から7月、イギリスを訪問し「保安処分」に関する調査を行った。この時の戸塚のイギリスにおける調査については、翌1982年『判例タイムズ』に彼自身が一文を寄せており、ここからその調査内容を比較的詳しく知る事ができる⁴⁶。イギリスには保安処分制度はないものの、「犯罪を犯した精神障害者については特別の取り扱いをしている」制度があり、その実態を見聞するのが、この訪英の目的であった。だが彼の報告を見ると、実際に戸塚が得た見聞の範囲は、この本来の目的よりも少し広いものであった事がわかる。何故なら、彼は同国における法精神医学の専門家や「犯罪を犯した精神障害者については特別の取り扱いをしている」「特別病院」や「中間保安病院」

を訪れてこれを視察したのみならず、精神病患者の人権問題に関わる活動を行っている運動団体をも訪問し、今後の活動に対するアドバイスを受ける事になっていたからである。

そしてこの時、戸塚が訪問した運動団体こそ、彼が先の文章で自らに国連人権小委員会の存在とそこでの活動を教えてくれた、と回想するマインド、正式名称「精神衛生国民協会」である⁴⁷。戸塚によれば、マインドは第二次世界大戦以前からある「公認慈善団体」であり、ロンドン及び地方に100名のスタッフを有し、年136万ポンドの予算を持つ「大きな団体」であった、という。

そして、このマインドで戸塚が学んだのは次の事であった。第一はこの団体の「法廷闘争」の重要性であり、彼はこの頃佳境に差しかかっていたヨーロッパ人権委員会におけるイギリス政府を相手取ったマインドの活動について詳しく記している。第二はこの団体の「国際的」な活動である。戸塚はここにおいて、同団体が進める「精神障害者保護のための指針(案)」策定に向けての活動について詳しく記している。

会議は、1980年5月、12月の2回開催され、41条からなる「精神障害者保護のための指針(案)」を起草した。2回の会議の間では「国連少数者の差別防止と保護についての小委員会」の検討を受けている。会議の出席者は、国連、WHO代表を始め、各国の権威者であり、「国際刑法協会」と「国際司法委員会」が主催したものであるから、今後の

世界の精神衛生法制の指導的基準となる事は疑いない⁴⁸。

戸塚が述べている「国連少数者の差別防止と保護についての小委員会」における検討とは、即ち、1980年9月に開催された、同委員会における議論の事である。ここで国連人権小委員会は特別報告者にエリカ・イレヌ・ダエスを指名し、指針の策定作業を開始する。草案は1983年7月に確定し、後に「ダエス報告書」と呼ばれる事になる。つまり、戸塚は正にこの報告書が確定するさなか、しかもその早い段階での活動について、偶然、聞く機会を得た訳である⁴⁹。

戸塚のマインドへの訪問においても一つ重要であったのは、このとき彼が面会したのが「法律部長」であったゴスティン弁護士であった事かもしれない。何故ならここにおいて彼は、単に自らが法曹資格を与えられた一国内に留まらず、ヨーロッパ人権委員会や国連人権小委員会といった国際機関にも活躍の場を広げた、国際的に活動する弁護士の姿を目の当たりにする事になったからである。

さて、こうしてイギリスでの調査を終えて日本に戻った戸塚は、本来の目的であった刑法改正反対運動に取り組む事になる。ここで、イギリスでの調査を終えた彼の関心領域に変化が生じていた事が重要である。何故なら調査において、精神病患者と人権を巡る問題の深刻さを痛感した彼の関心は、日本国内の刑法改正論議そのものよりも、その議論の中核となっていた「保安処分」制度、更にはそこ

において管理強化の対象とされた精神病患者の人権問題そのものへと向けられていったからである。

当時の戸塚はこう書いている。「精神障害者については、保安処分などが問題なのではなく、違法拘禁をなくすための人権援護制度の確立こそが急務なのである」⁵⁰。こうして彼は精神医療と人権を巡る問題の解決を求めて、法制度改革を求める運動を積極的に進めて行く事になる。

そして、ここにおいて戸塚には幸いな事があった。それは戸塚が所属する第二東京弁護士会がこの問題に関して、彼と原則的な理解を共にしていた事である。即ち、当時の刑法改正反対運動においては、自らの望む法改正を求める日本政府に対して、日本弁護士連合会は法改正そのものに対して反対する立場を取っていた。また、精神医療と人権を巡る問題についても、法改正によってではなく、医療現場の問題として状況を改善すべきだと主張していた。その背景には精神医療と人権を巡る法改正への動きが、刑法の改正運動と連動し、結果として、政府の進める刑法改正を後押ししてしまう事への懸念があった。

しかしながら、これに対して戸塚が所属した第二東京弁護士会は、刑法改正に反対する一方で、精神医療と人権を巡る問題では、積極的な法改正を求める姿勢を取っていた。第二東京弁護士会はその為、「刑法改正特別委員会」を設け、活発な刑法改正反対運動を展開していたが、1982年に入り、「この問題は人権援護活動の一環として捉えるべきもの」

との認識で、人権援護委員会の下に、更に「精神医療と人権」部会を設置した⁵¹。そして戸塚はこの部会長に指名され、以後、日本有数の規模を誇る第二東京弁護士会において「精神医療と人権」に関わる運動の中心的存在として活躍する場を与えられる⁵²。1942年生まれの戸塚はこの年、漸く40歳であったから、この分野において彼の存在が如何に突出し、活発であったかをここから知る事ができる。

こうして見ると、どうして先に触れた報徳会宇都宮病院での出来事が、大きな世論の反響を呼ぶ事となったかもわかる。この事件の解明過程で明るみにされた様に、当時の日本の精神医療制度には大きな欠陥があり、入院者を中心とする人々への深刻な人権侵害は、以前から度々報告されていた。しかしながら、この時点での精神医療と人権を巡る問題は、当時における根強い精神病への偏見を背景に、「一部の特殊な人々の問題」、としてしか理解されていなかった。

だが、刑法の大規模改正を巡る過程での「保安処分」を巡る問題の浮上は、政府が精神病を理由として、罪もない人々を弾圧するのではないか、という危惧を強めさせる事となった。戸塚がマインドから説明を受けた「女性6名のうち1人、男性14名に1人は生涯にいつかは精神障害のために入院する」というイギリスのデータに驚愕した⁵³、というエピソードにも典型的に表れている様に、この問題を巡る調査の過程で弁護士達は、精神病を巡る問題が決して「一部の特殊な人々の問

題」ではなく、深刻な人権を巡る問題である事を学んだ。だからこそ、この第二東京弁護士会の人々は、精神病を利用した大規模な自由の統制の恐れがある「保安処分」の導入が如何に危険なものであるかを認識し、それを訴える為に当時の日本の精神医療を巡る状況が如何に劣悪であるかを訴えて行く事になった⁵⁴。

とはいえ、既に述べた様に、その事は日本の弁護士会全体が精神医療と人権に関わる問題に大きな関心を寄せていた事を意味しなかった。何故なら彼らの主たる目的は、少なくともこの時点では刑法改正阻止にあり、精神医療と人権に関わる問題への関心はその副産物に過ぎなかったからである。戸塚は後にこの点について次の様に振り返る。

日弁連には理解してもらえず、私が所属した二弁人権擁護委員会と日弁連が対立関係になり、苦勞した。一般人は、精神障害者を危険視し、実情をよく知る精神医療関係者の多くは、法改正運動には消極的で、マスコミもほとんど報道してくれなかった。少なからざる二弁会員も当初は半信半疑だった。「宇都宮病院事件」の摘発（社会党と朝日新聞の協力を得た）と国連活動（自由人権協会と国際人権連盟の協力を得た）の成功までそれが続いた⁵⁵。

だからこそ、この問題においては、報徳会宇都宮病院を巡る問題の勃発は、重要な契機となった。そして、正にここにおいて、第二

東京弁護士会の「精神医療と人権」部会長の地位を占めていた戸塚に真に大きな舞台が回ってくる。即ち、ここまでの弁護士会等での戸塚の役割は、飽くまで組織の中で割り振られた職務を果たす事に過ぎなかった。しかしながら、ここでは自ら部会長として、戸塚は問題の展開を取り仕切り、事態を主導的に動かしていく主体に浮上する。

一部患者の訴えを受けた報徳会宇都宮病院の実態調査は、当初、病院側の妨害を恐れて極秘裏に進められた。調査には訴えを受けた東京大学医学部附属病院や弁護士会、更には刑法反対運動で第二東京弁護士会と共同歩調を取る社会党が参加し、更に朝日新聞もこれに情報を提供する役割を果たした、という⁵⁶。戸塚によれば、実態調査は1983年秋から着手され、翌1984年春までには、既に「“リンチ殺人”や虐待、患者による医療行為が行われている事を確認」するに至っていたという⁵⁷。

こうして戸塚は、刑法改正反対運動から派生した精神医療と人権を巡る問題における、中心的な活動を行う存在として、次第にその存在感を高めていく。そして今日、我々はその活動の一端を、当時のマスメディアの報道によっても知る事ができる。1984年3月14日、朝日新聞のスクープの形でこの問題が知られる様になった後、戸塚の名前は様々なメディアに出現する様になったからである。例えば読売新聞は3月19日、「第二東京弁護士会所属の戸塚悦朗弁護士ら、精神障害者の人権問題に取り組んでいる3弁護士」が「(報

徳会宇都宮病院)閉鎖病棟に入院中の患者539人は不当に自由を奪われている」として、同病院の石川文之進院長を相手に、人身保護法に基づく患者全員の釈放を求める救済請求を、東京高等裁判所に行った事を報じている⁵⁸。これに対して、東京高等裁判所は「被拘束者の氏名を明らかにせよ」という補正命令を行い、これを受けた戸塚らは23日には病院に直接赴き、患者への面会を求め、この要求が病院側によって拒絶された事態も報道されている⁵⁹。病院は患者のプライバシーを理由に、患者の氏名すら戸塚らに渡す事を拒否し、結果、戸塚らの要求は28日、高裁によって却下された⁶⁰。

そしてここで重要なのは、この人身保護法に基づく救済請求を巡る過程においても明らかな様に、精神医療機関が極めて閉鎖的であり、また日本社会における精神病患者に対する偏見の大きかったこの時代に、既存の国内法的手続きだけで、病院に閉じ込められている入院患者を救済する事は容易ではなかった事に、戸塚が気づいた事である。戸塚の理解する限り、弁護士会や日本社会の関心も不十分であり⁶¹、状況の打開には何かしらのブレークスルーを齎す要因が必要だった。

だからこそ、ここで戸塚らは既存の国内法的手続きと並行して、「国際社会」の影響力を大胆に用いる事を決断する。日本の国内法上の手続きには大きな限界があり、故にこの日本社会を変えるには、法そのものを変える必要があったからである。そして、その為には国際社会からの圧力を効率的に利用した

「運動」が有効だ。以後の戸塚の活動は、一貫してこの論理により行われている。戸塚はスモン薬害訴訟において国際社会からの圧力が如何に有効であるかを経験し、また、イギリスでの調査で、海外における国際的な活動の在り方を学んでいた。その様な戸塚にとって、国際社会からの圧力はその利用を躊躇すべきものではなく、寧ろ運動の為に積極的に利用されるべきものだと考えられたのは、ある意味当然の事と言えた。

さてそれでは戸塚はどの様にして国際社会を利用しようとしたのであろうか。一つは日本の精神医療と人権を巡る問題を積極的に海外へ発信し、その不適切な状況を海外に知らしめる事である。戸塚は既にこの活動を報徳会宇都宮病院事件が発生する前からはじめており、例えば、1982年3月5日、自らが朝日新聞に投稿したコラムを英訳し、前年の調査へのお礼と回答の意味をも込めて、イギリスの研究者に送付した⁶²。戸塚によればこの報告がきっかけとなって、国際的な医学界での日本の精神医療の実態に対する関心が高まり、1983年3月20日、医学専門誌ランセットがこれを報じる事になったという⁶³。

戸塚はその直前の1983年2月には、イスラエルのハイファで行われた「第1回・精神医療・法・倫理国際学会」に出席し、同じ第二東京弁護士会援護委員会委員であった光石忠敬・喜多村洋一との共著論文「精神医療と事件：違法拘禁と国際人権規約違反」の報告を行っている⁶⁴。同じ2月に戸塚は調査の為にノルウェーもまた訪問⁶⁵しているから、

その国際的活動は極めて活発だったという事ができる。

戸塚の活動にとって幸いであったのは、「ダエス報告」形成の過程に典型的に表れた様にこの時期に、精神医療と人権に関わる問題が、国際社会でも大きな注目を集めていた事である。背景にあったのはソ連と南アフリカにおける精神病を名目とした、政治犯への抑圧であった。とりわけ重要であったのは、ノーベル平和賞受賞者でもあったソ連の物理学者アンドレイ・サハロフが予防拘束を名目に精神病棟に強制入院させられた事件であった⁶⁶。そしてこれとほぼ時を同じくして発生した報徳会宇都宮病院を巡る問題は、それが「保安処分」という、やはり精神病を理由とする治安維持のための予防措置を巡る問題と併せて議論された事により、国際的に大きな関心と呼ぶ事となったのである⁶⁷。

戸塚が国際社会からの圧力利用の為にに行った第二の手段は、国連人権小委員会での告発であった。1981年のイギリスでの調査によりこの委員会の存在と、そこで専門家や国連NGOと言った様々な人々が直接自らの意見を述べる事ができる事を知った戸塚は、自らもまたその場に直接乗り込み、日本の精神医療と人権を巡る実態を訴えるべきだ、と考えるに至った。

とはいえ、当然の事ながら、この重要な国際舞台で発言の機会を得る事は容易ではなく、戸塚には一定のセットアップが必要であった。彼は言う。

人権委員会議場の中心は、26名の専門委員である。

しかし、現実の人権問題について、情報を提供し、内容を充実させているのは「協議機関の地位にある非政府団体（NGO）」であって、その貢献度は「70%以上」評価されている。例えばダエス報告書自身が認めているように、同報告書の指針、原則等は、国際刑法学会、国際法律家委員会が共催した国際会議によって起草された指針、原則案を原案として作成されたものである。NGO抜きでは国連の人権擁護活動もなしえないのである。だから公開審議には必ずNGOが出席している⁶⁸。

明らかなのはこの時点での戸塚の活動には、81年に見聞したマインズの活動が一つのモデルとして存在している事であり、また、自らもそれに倣おうとしていた事である。しかしながら、この時点での戸塚は自身が何らかの有効なNGOを主催していた訳でもなければ、国連人権委員会への出席の権利を持つ諸団体との関係を取り結んでいる訳でもなかった。戸塚も述べている様に、そもそもこの時点で日本と国連人権小委員会との関わりは、1984年に漸く初めてこの人権小委員会に竹本正幸を専門家として送り出したに過ぎない状態であり、日本政府、専門家、NGO共に、これらの諸機関での活動における経験は殆ど持っていなかった。

結論から言えばここで戸塚が利用したのは、有力な国連NGOの一つである国際人権連盟との繋がりであった。国際人権連盟は

26ヵ国・41団体が加盟する人権団体の連合組織であり、その一つに日本自由人権協会があった。戸塚はこの日本自由人権協会を通じて国際人権連盟の信任状を得、国連人権小委員会での問題提起を実現しようと試みた⁶⁹。

背景にあったのは次の二つの事であった。第一は、日本自由人権協会が報徳会宇都宮病院事件の発覚後、当時の中曽根首相に人権レポート「日本における精神障害者の医療上の処遇と人権侵害」を提出し、併せてその英訳を国際人権連盟に送付するなど、この問題について既に活発な活動を行っていた事である。第二は、同じ日本自由人権協会には、1983年、サハリン在留韓国人の人権問題を巡る告発を行おうとした日本弁護士連合会に協力して、国際人権連盟代表の資格で、これを国際機関の場で問題提起させる事を実現した実績があった事である⁷⁰。つまり、日本自由人権協会は当時の日本においては数少ない国連人権小委員会での活動経験を持つ団体であり、しかも精神医療と人権を巡る問題で、戸塚らと共同歩調を取る事のできる立場にもあった。加えて言えば、戸塚は、先の1983年におけるサハリン残留韓国人問題に関わる国連人権小委員会での問題提起を実現する過程において、中心人物であった原後山治と既知の関係にあり、原後からアドバイスを直接受ける事も出来た。更に、日本自由人権協会が加盟する国際人権連盟は、この国連人権小委員会における精神医療と人権を巡る問題の中心的イシューであった、アンドレイ・サハロフの問題を熱心に提起するさなかにあっ

た。このように、戸塚が国連人権小委員会で訴えるための条件は整いすぎるくらい整っていた。

こうして1984年8月、戸塚は初めて国連人権小委員会に、国際人権連盟からの信任状を得て出席を果たす事となる。この時の委員会では、国際人権連盟に加えて障害者インターナショナルもまた、日本の精神医療と人権を巡る実態の告発を行った⁷¹。これらの国連NGOに対して、この段階の日本政府は事実上のゼロ回答を持って対峙した。つまり、虐待事件は「極端な例外」に過ぎず、精神病院に拘束されている強制入院患者は「入院患者総数の約12.3%」にしか過ぎず、「さほど多いものではない」、故に「法制度に欠陥はない」等として、深刻な人権被害は存在しない、としたのである⁷²。

しかしながら、この問題提起に事実上のゼロ回答を以て対峙するという日本政府の対応は、それが並行して行われたソ連政府の対応と類似していた事もあり、逆に当時の国際社会において日本における精神医療と人権を巡る状況に強い疑念を齎した。国連人権小委員会開催の翌月にあたる9月17日、国際人権連盟は中曽根首相に書簡を送って、日本政府の回答を批判し、この批判は日本国内でも大きな反響を呼ぶ事となった⁷³。

我が国における精神医療と人権を巡る問題が、その後どの様な展開を見せ、何が精神医療制度の転換にどの様な大きな影響を与えたかは、本稿の射程を大きく超える事であり、ここで議論をしようとは思わない。しかしな

がら、本稿で重要なのは、こうして戸塚が初めて自らの国連人権小委員会出席を果たす事、そしてその彼の運動が「成功」に終わる事である。国際社会からの批判は当時の日本政府にとって大きなプレッシャーとなり、日本政府は翌1985年8月にも同じ国連人権小委員会にて、前年に批判を行った国際人権連盟と障害者インターナショナルに、国際法律家委員会を新たに加えた3つのNGOからの批判に晒された⁷⁴。この国際法律家委員会の批判は、同年5月に行われた国際医療従事者委員会との協同で行われた日本国内調査の結果を受けたものであり、この調査の為の招請を行ったのは戸塚であった。同じ年の4月には国連人権小委員会にて情報を得た障害者インターナショナルの調査団も日本を訪問しており、やはり調査結果を利用する形での批判を行う事になっている。これらの国際NGOの相次ぐ調査とそれに基づく批判により、日本政府がこれに反論する余地は狭められて行く事になる。

結局日本政府は、この1985年の委員会で「精神病患者の人権擁護をさらに促進するという観点から、精神衛生法の改正に着手する」事を約束するに至る⁷⁵。戸塚は回顧する。「政府声明は、実は自主的になされたのではない。NGOの日本政府批判に対する答弁として、発言を迫られたのである⁷⁶」。戸塚が自ら積極的に組織した国際社会からの圧力が見事に機能した瞬間であった。

こうして、当初は刑法改正反対運動としてはじまった戸塚らの活動は、やがて精神医療

と人権を巡る問題へと論点を集約させ、精神衛生法の改正を含む大規模な制度改革という大きな果実を齎した。そしてそこにおいては戸塚が自ら中心的存在として組織した国際機関での活動が存在した。

とはいえ、未だ問題は存在した。日本自由人権協会と国際人権連盟との関係に典型的に表れている様に、この時点での戸塚の活動は、依然としてそれまでの日本国内、そして国際社会における様々な組織やその組織が蓄積したネットワークを基礎にしたものであった。言い換えるなら、仮にこれらの組織が戸塚らと意見を異にした場合、この段階での彼には国際社会での活躍の場は極めて限られていた。

だからこそ、彼はここで自らの活動のあり方を大きく転換する事になる。即ち、客観的には大きな成功を見せてきた様に見える弁護士業を中断し、ロンドンに拠点を移したのである。そしてこのロンドンにおける滞在の間に、彼は慰安婦問題と出会い、1992年2月の国連人権委員会での問題提起を実現する。

それでは戸塚はロンドンで何を学び、それが何故に慰安婦問題の提起へと繋がっていくのだろうか。次に章を換えてこの点について見てみる事にしよう。

第4章 発言の為の試行錯誤

戸塚らによる精神医療と人権に関わる活動は、精神衛生法の改正という具体的な結果を残した。そしてこの活動により、戸塚自身も

評価され、1992年には東京弁護士会から「人権賞」を授賞される事になっている。

しかし、ここには興味深い事がある。それは戸塚自身には、この精神医療と人権に関わる自らの活動は必ずしも満足するに足る成果を齎したものだとは見做されていなかった事である。戸塚はこの点について、1992年、次の様に回想している。ここには彼の中で、精神医療と人権に関わる問題が、どの様にして本稿の主題である慰安婦問題と繋がっていったかが、集約された形で示されている。

精神障害者を違法拘禁・虐待した「宇都宮病院事件」では、政府をも被告にB規約違反を主張した。政府相手に勝訴したものの、理由は別にあり、この主張は宙に浮いた。政府に敗訴した場合は、国際人権B規約委員会に通報しようと考え、B規約選択議定書の批准運動を始めたが、それが日本軍性奴隷問題に発展し、上記のようなテーマを抱えるに至ったものである⁷⁷。

この戸塚の考えを整理すれば次の様になる。他の先進国と比べた時、日本は依然、人権についての意識が低い「人権後進国」である。この様な日本において、様々な人権問題での被害者を救済する為には、国内での法的手続きや活動を尽くすだけでは不十分である。勿論、精神医療を巡る問題の様に、国内法の改正を促す事も必要であるが、それでは多くの時間がかかり、被害者の救済も難しくなる。

嘗てスモン薬害訴訟に従事した頃の戸塚の活動の前提には、日本の司法への信頼があり、だからこそ彼は国際社会からの圧力を利用しつつも、最後は日本国内の司法的手続きで、大きな問題の解決は可能だと考えていた。しかしながらこの精神医療と人権を巡る問題に従事する過程において、戸塚は、如何に日本の法曹界がこれまでこの深刻な人権侵害から目を背けていたかを知り、日本の司法に大きな不信感を抱く様になった。

だからこそ、この様な状況において、被害者を救済する為には、時に被害者から目を背けがちな国内司法による手続きではなく国際司法による手続きに訴える方が早いし確実だ、と戸塚は考える様になった。しかしながら、現状において日本は国連人権規約のB規約、つまり「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」に署名はしているが、その選択議定書、つまり今日では「自由権規約第一選択議定書」と呼ばれる事の多い、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」の締約国にはなっていない。それ故、日本国内において個人がその人権が侵害された場合、B規約が定める実施機関にこれを通報する事ができない。だからこそ、日本国内における人権状況を改善する為には、この自由権規約第一選択議定書の批准を果たす事が枢要だ、という結論に帰着した事になる。

さて既に述べた様に戸塚は、精神医療と人権を巡る問題が一段落した後、自らの人生に関わる大きな決断を下している。即ち彼は

1988年2月、自らの弁護士活動を「休業」し、イギリスに渡り、ロンドン大学大学院に入学し、国際人権法を研究する事になる。この経緯について戸塚は次の様に説明する。

ロンドンに行ったのは、二つの理由があって、一つは、また大きな仕事をやって本当に疲れた事、もう一つは、事務所が経済的に苦しかった事です。ずっとスモンで稼いだ金でやっていましたから。

精神医療の事件では事務所を維持できないんです。朝、事務所に行くと「私、精神病だと言われて入れられた病院から逃げてきたんです」っていう人がソファに座っている。「お金はいくらでも出しますから、事件を担当してください」って言われても、もらえないですよ⁷⁸。

とはいえ、ロンドンへの渡航は単なる現実からの逃避ではなかった。戸塚は次の様に説明を続けている。

精神医療の問題で国際人権法を使う事があって「これは役に立つ」と思ったんですが、日本には国際人権法の実務の専門家がいらないんです。そこで自分がこの分野で、欧米やアジアの法律家やNGOの専門家と渡り合えるかどうか、試してみたくなった⁷⁹。

とはいえ、この事は戸塚がロンドンの大学で、純粋に学究活動にのみ従事した事を意味しなかった。何故なら、この時期の戸塚は頻

繁にジュネーブと行き来し、国連人権小委員会等における活動にも活発に従事していたからである。この時期の戸塚の活動において、重要なものが代用監獄と接見交通権に関わるものである。代用監獄とは、警察の留置場を拘置所の代わりに使うものであり、日本弁護士連合会等はこの制度が自白の強要を呼ぶ恐れがある、として、そこにおける弁護士の接見交通権の確保と併せて制度の改善を求めてきた。とりわけこの問題は、1978年、監獄法の改正問題が浮上すると具体的なものとして論議される様になった。例えば、日本弁護士連合会は1982年には、この制度が国連人権B規約9条3項に違反するとして、国連事務総長に緊急通報する事を決めている。この日本弁護士連合会による代用監獄を巡る問題での緊急通報は、その後、法務省や警察庁との話し合いが行われた事もあり、一旦は凍結されている。話し合いは実に6年の長期に渡ったものの最終的に決裂し、1988年3月5日、日本弁護士連合会は全体会合にてこの問題を再検討し、4月13日に予定される次の全体会合にて意思決定する事を決めている⁸⁰。

そしてその直後の3月7日、戸塚が国連人権委員会にこの問題について、実情調査を求める緊急通報を行う事になる。通報の根拠になったのは、国連経済社会理事会の1503決議であり、この決議では「継続的な形態の重大な人権侵害を示す事態」が存在する場合、個人が直接国連人権委員会に告発する事を認めている。当時の戸塚はこの決議を利用して、

代用監獄に関わる問題を、国連人権委員会に持ち込んだ。

とはいえ当時の日本国内での報道を見る限り、この戸塚の行動は些か唐突に見える。この時点では依然、日本弁護士連合会がこの問題の緊急通報を行うか否かを議論している最終過程であり、依然、最終的な結論は出されていなかったからである。にも拘わらず、突然戸塚個人により通報が行われ、問題が国連人権委員会で議論されている。ここには、後に1992年において、挺対協らが準備を進める中、それとは全く連携のないまま、突如として戸塚個人による通報が行われる、という出来事の原型を見る事が出来る。

この点について彼は次の様に説明している⁸¹。1988年2月、彼がイギリスに旅立つ直前、彼は代用監獄や被疑者接見交通権の問題等の問題に取り組んでいる一部の弁護士や研究者から、「著名NGOの人権実情調査団を日本に招致してほしい」という依頼を受けた。彼らが戸塚にこの依頼をしたのは、精神医療と人権の問題を巡って、彼が国際法律家委員会等の国際NGO調査団の招請に成功した⁸²事があったという。

しかしながらここで戸塚はこう考えた。日本の様な「先進国」に対して調査団が派遣されるのは、精神医療と人権を巡る問題の様な特殊な例に限られている。だからまず、これを実現する為に、問題そのものへの注目を集める必要がある。そして彼はこの手段として1503手続きによる個人通報を選んだ⁸³。これを契機として当時開催中であった国連人権

委員会に出席し、NGOに調査団派遣を呼びかける為である。つまり、この時の彼の通報は、通報が直ちに受け入れられ、何らかの決定が為される事へと繋がる事を目的とするものではなく、日本の代用監獄を巡る問題を国連NGOの関心を向けさせる為の手段に過ぎなかった。

そしてこの戸塚の活動により、「いくつかのNGO」がこれに関心を示す事となり、最終的にアムネスティ・インターナショナル等の国連NGOによる調査が行われる事となる⁸⁴。これらの団体は翌1989年には調査報告書を公表し、その内容は日本国内外に大きなインパクトを与えた。また、この戸塚の活動を契機として、国連では日本の代用監獄を巡る問題への関心が向上し、1988年8月の国連人権小委員会でも、やはり幾つかのNGOがこの問題を巡って日本政府を非難する事となっている。以後、この問題は国連人権小委員会では繰り返し提起され、日本政府はその度毎に弁明に追われる事となった。

とはいえ、この代用監獄を巡る問題は戸塚にとって、単に「依頼を受けて」取り組んだだけの受け身の問題ではなかった。何故なら、戸塚はこの機会を、先に述べた、日本国内における人権問題を自由権規約第一選択議定書の批准により解決する、という彼の構想を実現する機会としても利用しようとしていたからである。

事実、ジュネーブで日本政府関係者から「代用監獄と接見交通権は改善するから、どうしたらよいか教えてくれ」と非公式に打診を受

けた戸塚は次の様に答えている。「個別に対応していたら、そのたびに法律を作ったり、予算を確保したり、時間もお金もかかる。国際人権（自由権）規約の選択議定書を批准してください。そうすれば簡単ですよ。⁸⁵」

しかしながら、何故、自由権規約第一選択議定書を批准すれば日本政府の作業は「簡単」になるのだろうか。この点について戸塚は次の様に説明する。

選択議定書を日本が批准すると、日本の最高裁で敗訴した人が、規約人権委員会という国際機関に通報できるようになる。すると規約人権委員会が規約上、問題があるのかどうか審査して、勧告を出してくれます。人権問題の国際裁判所みたいなものですね。勧告には強制力はありませんが、ここで問題があると指摘された場合だけ法改正する事にすれば、日本国内のすべての人権問題に同じ方法で対処できます⁸⁶。

こうして見ると、当時の戸塚の考えがわかる。ここまで戸塚はスモン薬害訴訟以来、様々な人権問題に関わり、その度毎に国際社会からの圧力をも利用してこれを解決する事を試みて来た。しかしながら、そこで明らかになったのは、様々な国際機関において問題提起を行い、国際NGO等を動かすには膨大な手間がかかる、という事である。この様な手間がかかるのは、日本における人権問題の被害者から国際機関への直接の通報権が1503手続きにおける「継続的な形態の重大な人権侵

害を示す事態」に対するもの等に限られているからである。

そして、この様な状態において国際機関における議論に膨大な手間を必要とするのは、訴えられる立場にある日本政府の側も同じである。だからこそ、この様な状況を整理し、簡潔化する事は、当事者のみならず、日本政府の利益にも資する筈である。そしてこの状況を抜本的に解決する為には、人権問題の被害者が直接、規約人権委員会にこれを通報する事を可能とする自由権規約第一選択議定書が政府によって批准されるのが良い。議定書は個人の通報の前提として、「利用しうるすべての国内的救済手段をつく」す事を求めており、そうすれば最高裁で敗れた被害者に対する新たな救済の可能性が開かれる事となるからである。戸塚は言う。「実際には規約人権委員会に持ち込まれる問題の多くは、否決されている。だから日本政府は大きな心配をする必要はない。そうして残ってきたごくわずかな問題にだけ具体的に対応すればいいのだから、その作業はずっとシンプルになる筈だ⁸⁷。」

しかしながら、日本政府に自由権規約第一選択議定書を批准させる為には、政府にその必要を理解させる事、つまり現在の様な状況を放置する事が、如何に負担であるか、だからこそ日本政府に対して自由権規約第一選択議定書に批准する事が彼らの利益になる、という事を、理解させる必要がある。この様な考えを踏まえ、戸塚は自ら日本政府にとって自由権規約第一選択議定書を批准しない状態

が負担となる状況を意図的に作り上げようとした。戸塚は次の様に説明する。

そうすると、*国連の人権委員会や人権小委員会という、各国から何百人も集まる大がかりな所に話を持ち込むしかない。「ここで結論を出されると、日本のダメージが大きいんじゃないですか」と言っても、「やむを得ません」って事なんで、「選択議定書の方が得だ」と思い、批准してもらえるまで、毎年いろんな問題を人権委員会や小委員会で発言しているんです⁸⁸。*

異なる戸塚の著作の表現を借りるならそれは彼による「国際法を国内化」する試みであった、という事ができる⁸⁹。戸塚の理解によれば、そもそも日本においては、「国内的に保障された人権が『国際化』したのではなく、国際的に保障された人権が『国内化』された」経緯がある。だからこそ彼は言う。「今私たちが議論すべきは、『国際的に保障されている人権を、どのようにして「国内化」しなければならないのか』、また『どのようにしたら実効的に「国内化」する事ができるのか』という課題ではないだろうか。⁹⁰」

国際機関での彼の活動は正にその実践であり、目的実現の為の手段であった。しかしながらその実践は容易ではなく、その試行錯誤の過程で彼は慰安婦問題と出会う事になる。次に彼がどの様にして慰安婦問題と出会う事になったかについて見る事としよう。

第5章 慰安婦問題との邂逅

さて、ここまでの戸塚の経歴を追って来て明らかな事がある。それは1992年2月、国連人権委員会においてはじめて慰安婦問題の提起を行う戸塚には、それまでの間に慰安婦問題との接点が殆どない事である。そして慰安婦問題と戸塚の間の「距離」はそれだけではない。例えば、今日において慰安婦問題における重要な論点は大きく二つに分ける事ができる。即ち、日韓両国間の植民地支配を巡る論点と、今日に繋がる女性の人権問題の観点から見る論点である⁹¹。別著で詳しく議論した様に、この慰安婦問題に関わる二つの論点は、1973年、著述家として知られる千田夏光により、その著書『従軍慰安婦』（双葉書房、1973年）において初めて明確に打ち出されたものであり、日本ではこの時期から、そして韓国においても1980年代末以降からは、慰安婦問題とこの二つの論点の在り方が次第に知られるようになっていった⁹²。

しかしながら、この時点での戸塚の活動には、植民地支配や戦争等を巡るものは存在せず、また彼が女性の人権問題に特段の関心を寄せていた形跡も存在しない。加えて言えば、この時までの彼には — 幼い頃の満洲時代の経験を除けば — 朝鮮半島に関わるイシューとの特段の接点をも見いだせない。その中で数少ない例外を挙げれば、ロンドン大学時代の彼が、同じ時期に留学していた朴元淳 — 後に韓国を代表する人権弁護士として知られ、ソウル市長の座にまで上り詰め、そ

してスキャンダルが囁かれる中自ら命を絶つ事になる人物である — との間に一定の交遊関係を有していた事かもしれない。戸塚はロンドン大学における朴の一年先輩として、また数少ない東アジアからの弁護士兼留学生として、彼に様々なアドバイスを行う立場にあったという。しかしながら、その様な朴との間においてさえ、92年2月、自身が国際機関で初めて慰安婦問題を提起する以前において、戸塚は慰安婦問題について意見を交わした記憶はない、と戸塚は述べている。

さて代用監獄と接見交通権に関わる国際機関での戸塚らの活動は、その事態への一定の影響を齎した。翌1989年には日本弁護士連合会も国際社会における活動に本腰を挙げ、問題に関わる英文パンフレットを作って、国連人権小委員会に送付する等の活動を行った。この様な事態を受けて、1991年には、朝日新聞は「ダイヨーカンゴク」は「国際語になった」と報じている⁹³。

とはいえ、この問題を巡るその後の展開は、先立つ精神医療と人権を巡る問題とは異なるものになった。何故なら、日本政府は繰り返された自らに対する批判にも拘わらず、代用監獄制度等の正当性を主張し続け、国内でも繰り返し旧監獄法に代わる、しかし代用監獄制度を維持したままの法案を出し続けたからである。結果、新たに設けられた「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の下でも、この制度は残り続ける事となり、現在に至っている⁹⁴。

続く1991年、国連NGOの一つである国

際教育開発のジュネーブ副代表（東アジア担当）としての地位を得た戸塚が、国連人権小委員会で新たな日本における人権問題として取り上げたのは、当時日本国内で注目されていた「過労死問題」であった⁹⁵。しかしながらこの「日本政府は過労死問題の存在を認め、時間外労働を制限するなどの法改正措置をとるべきだ」とする戸塚らの主張が、日本政府に対する大きな負担となる事はなかった⁹⁶。何故なら「過労死問題」は既に日本国内で大きな問題となっており、戸塚の問題提起は、一定の措置を取りつつあった日本政府にそのまま受け入れられてしまったからである。

だからこそ、1991年の戸塚には日本政府に圧力をかけ得る新たな 이슈が必要であった。そして、この年の冬、帰国した戸塚がたまたま目にしたのが、当時、日本国内で注目を集めつつあった慰安婦問題だった。その背景は以下の様なものであった。

既に述べた様に、この時期は慰安婦問題における重要な転換期であった。最初に事態を動かしたのは、太平洋戦争当時の軍人・軍属、更に元徴用工とその遺族達の運動であった。権威主義体制の下、長らく自らの不満を述べる術を持たず、1965年に日韓両国の間で締結された日韓請求権協定により韓国政府が日本政府から得た資金の恩恵にも十分に預かれなかった彼らにとって、1987年の民主化とそれによる市民運動の活発化は、救済を求める自らの活動を活発化させる為の絶好の機会の到来と受け止められた。

こうして1990年6月、韓国太平洋戦争犠

牲者遺族会（以下、遺族会）は、釜山の日本総領事館からソウルの日本大使館までに至る「戦犯者日本の戦後処理を求める大行進」を開始する⁹⁷。当初は少数の人々によってはじめられたこの運動は、それが韓国メディアにより報じられた事により、一定の関心を集める事になった。運動は大きく拡大し、これにより勢いを得た彼らは、日本国内の支援者の協力をも得て、同年10月には日本政府の「陳謝と補償」を求める訴訟を東京地方裁判所に提起する。この様な活動の中、遺族会は訴訟に参加する新たな人々を求める活動を行い、多くの人々がこれに名を連ねる事になる。

そしてこの過程において、遺族会の活動に幾名かの慰安婦が名乗りを上げる事になる。とはいえここまでの段階では慰安婦は、多くの「戦争被害者」の類型の一つにしか過ぎなかった。しかし、この様な韓国の遺族会による動きは、同時期に展開されつつあった、女性運動団体による慰安婦問題の「再発見」の動きと合流し、慰安婦問題に新たな位置付けを与えていく事になる。遺族会と女性運動団体は時に協力し、また時に競争する形で慰安婦達の「発掘」に盡力する事となり、結果、1991年8月、金学順によるカミングアウトが実現する。カミングアウトで「被害者の顔が見える」様になった事で、慰安婦問題は、単なる「戦争被害者」の類型の一つである事以上の、独自の意味を与えられ、他の「戦争被害者」を巡る問題から独立した重要性を持つ問題として扱われる環境が作られる事になる。

この様な状況は、日本国内における慰安婦問題に対する関心を大きく向上させた。国会では既に1990年5月に社会党の竹村泰子が参議院にてこの問題について質問を行っており⁹⁸、次いで衆議院でも同じ社会党の本岡昭次が政府の姿勢を問う事となっている⁹⁹。以後も社会党は一定の範囲で慰安婦問題について政府の姿勢を糺し続けた。金学順がカミングアウトを果たした後の1991年11月には、社会党女性局主催で「日本の戦後責任と従軍慰安婦問題」が開催され、挺対協共同代表の一人である尹貞玉が招待されている¹⁰⁰。

そして社会党は1991年12月16日には、糸久八重子副委員長等が首相官邸を訪問、元慰安婦への補償を正式に要求する事になっている。背景には先立つ12月6日に、元慰安婦3名を含む、元軍人・軍属ら35名が東京地裁に対して、自らの被害への補償を求めた訴訟を提起した事があった。この訴訟は、それがちょうど太平洋戦争開戦50周年、1991年12月7日の前日¹⁰¹に行われた事とも相まって、海外メディアにも大きく取り上げられ、慰安婦問題に対する国際的関心を広める役割を果たす事にもなっている。

さて、この様な日本国内の状況が、とりたてて慰安婦問題への問題に関心を持っていなかった戸塚に、この問題との接点を作る事になる。即ち戸塚は、既に慰安婦問題に積極的に取り組んでいた本岡昭次に、この問題へのアドバイスと協力を求められる事となったのである。91年春より前の事である、という。本岡は、1985年、戸塚が当時取り組んでい

た精神医療と人権を巡る問題に関して行われた国連人権小委員会の会合に、社会党からの視察団の一人として参加して以来、ジュネーブを何度も訪れており、戸塚とも既に密接な関係にあった。

しかしながら、依然この段階では、戸塚はこの問題への大きな関心を持つ事はできなかった。何故なら当時の戸塚は、この問題は法律家としては取り上げにくい問題だと考えていたからである。その理由として、本岡に対して当時の戸塚が述べた理由は次の三つであった。第一は、この時点では具体的な当事者がカミングアウトしておらず¹⁰²、訴訟を提起する事が不可能な事、第二は、戦前には国家賠償法がなく、政府に対して賠償を求める国内法的根拠が見つからない事、そして第三に、民法上の時効と除籍期間の壁を突破するのが困難な事だった。加えて言えば、戸塚や本岡はこの段階では、慰安婦問題に関する国家の関与を示す証拠を見つけるに至っておらず、問題を提起する法的糸口も見つけてはいなかった¹⁰³。

にも拘わらず、その意を翻して、この問題を取り上げるに至った理由について、戸塚は次の様に回想する。

92年2月当時筆者は、「日本が、国際人権(自由権)規約委員会への個人通報権を認める国際人権(自由権)規約の第1付属議定書を批准するまでは、日本に関する重大な人権侵害問題を国連人権委員会に提起し続けよう」という個人的方針を自らに課して、国際人権活

動を継続してきた。[中略]それが批准されれば、日本在住の個人は、国籍を問わず誰でも国際機関に人権侵害を訴える事ができるようになるから、筆者の国連 NGO としての活動は必要がなくなるはずだった。

それまでもこの方針にしたがって、被拘禁者の人権問題や過労死問題などを提起していた。ところが、91年暮れには、金学順さんなど韓国の日本軍性奴隷被害者が民事訴訟を提起した。92年初頭には吉見義明中大教授によって、この問題への日本軍関与を証明する資料が公表された。その直後韓国を訪問した宮澤首相(当時)が、日本軍の関与を認めて、あいまいながらも謝罪するという事態になっていたから、この問題も国連に報告すべき時期だと判断したのである。問題提起の直接の動機はこのようなところにあった。誰から依頼されたわけではなく、自主的な活動だった。正直に告白するなら、女性の人権問題についても、韓国・朝鮮の植民地化問題、戦争被害者問題の提起が第一次的動機ではなかったし、何年も継続する覚悟があって始めた事ではなかった。

その意味で、この問題に関わった筆者の立場は、国際人権法の実践に携わる法律実務家の専門性に限定されていたのである¹⁰⁴。

明らかなのは、当事者の登場と、国家の関与を示す資料の発見、更には日本政府の関与を日本政府自身が認めた事で、戸塚はそれまで欠けていた慰安婦問題を国際社会に対して提起する状況が揃ったものと判断した事であ

る。

しかしながらその事がこの時点での戸塚が、この問題を重要なものとして見做していたかを示すかと言えばそうではない。何故なら、当時の彼にとって慰安婦問題とは、依然、国際機関で提起する事のできる、しかしながら、「日本が抱える多くの人権問題の一つ」としか考えられていなかったからである。それではその後、戸塚はこの問題にどう取り組んでいったのだろうか。最後にこの点について簡単に触れてみよう。

むすびにかえて

ここまで述べて来た事を一旦、まとめてみよう。

戸塚は、日本国内の人権状況に大きな懸念を有しており、その改善を求めていた。しかしながら、スモン薬害訴訟以後の様々な経験の中で、日本国内の法的措置だけでは、被害者の迅速な救済は難しいと考える様になった。そしてその結果として、彼が出した解決策が、国内法ではなく、国際法による当事者の直接的救済を可能とする事だった。戸塚はこの為に、日本政府に国連人権B規約の選択議定書、今日でいう所の自由権規約第一選択議定書を批准させる事が必要だ、という結論に帰着した。

しかし、日本政府には依然として自由権規約第一選択議定書を批准する意思はなく、戸塚は — 驚くなかれ独り — この意思を変えさせる活動に取り組む事になった。つまり自

身が自ら、国連人権小委員会等で日本の人権問題を繰り返し訴える事で、国際社会を喚起し、日本政府を消耗させ、自由権規約第一選択議定書の調印へと追い込もうと試みたのである。

そしてその為に彼は国際人権法を学び、国連 NGO との間のネットワークを構築した。とはいえ、この戸塚の「孤独な闘い」は容易ではなかった。他国と比べて突出して多い強制入院患者を有する日本の精神医療と人権を巡る問題においては、時恰もソ連や南アフリカといった他国における同様の問題が大きな注目を集めていた事もあり、国際社会の大きな関心を集める事が出来た。しかしながら、その他の問題においては、戸塚は同様の国際社会からの注目を集める事ができなかった。背景には、彼が自ら述懐する様に、当時の国際社会においては、西側諸国の一つである日本は人権「優等生」であると見做されており¹⁰⁵、その人権状況に対する関心が決して大きなものではなかった事があろう。冷戦終結直後、湾岸戦争やカンボジア内戦終結等、国際法を巡る問題でも世界が大きく動く中、日本国内の人権状況への関心を、国際社会で集める事は容易ではなかった。

その様な時、戸塚がたまたま邂逅したのが、慰安婦問題だった。しかしこれまで様々な問題を国際機関で提起し、多くの挫折を経験していた戸塚は、ここでもう一つの壁を乗り越えなければならなかった。つまり、単に慰安婦問題をそのままの形で提起しても、国際社会に数多く存在する多くの問題の一つとして

埋もれてしまう。既に述べた様に、戦前には国家賠償法が存在しないから、国内法的な問題として構成する事は難しい。

そして何よりも重要なのは国際機関における議論が国際法に基づくものであり、この問題に対して国際機関での注目を浴びる為には、それが明確な国際法違反である事を立証する事が必要である。戸塚は次の様に回想する。

筆者は1992年2月17日国連人権委員会に対して協議資格を持つ NGO である国際教育開発 (IED) を代表していわゆる日本軍「従軍慰安婦」を「性の奴隷」であると指摘し、本政府には補償を求め、国連に調停などのアクションを取るよう要請した。

筆者の発言を聞いた国際法律家委員会 (ICJ) 事務局のデイルバー・バラーク氏が議場を出ようとする筆者をつかまえて、真剣な顔で助言してくれた。「この問題はきわめて重要と思う。このあと3月にニューヨークで女性の地位委員会があるし、5月には人権小委員会の現代奴隷制部会がジュネーブで開かれる。そのどちらかに提起するのがよいと思う」というのである¹⁰⁶。

とはいえ、国連 NGO 等の好意的な反応とは対象に、この戸塚の国連人権委員会への問題提起が直ちに大きな注目を浴びたかと言えば必ずしもそうではなかった。そしてその事はとりわけ日韓両国において顕著だった。日本においては朝日新聞をはじめとする多くのメ

ディアがこの戸塚の提起について報道すら行わず、毎日新聞等の限られたメディアがこれを短く伝えたに留まった。韓国メディアに至ってはこれを直後に報じたものは皆無であり、何社かが日本の報道を受けてこれを小さく後追いしたに過ぎなかった。

背景にはこの時の戸塚の問題提起が、彼の「個人プレー」により行われたものであり、十分な準備がなされたものでもなかった事がある。前章にて引用した戸塚自身の文章でも明らかな様に、彼が慰安婦問題の国連人権委員会での提起を決めたのは、1992年1月中旬に行われた宮澤首相訪韓を見極めた後の事であり、故に提起への決断から実際の問題提起までの期間は僅か1か月足らずの期間しかなかった事になる。既に国連NGOの一つである、国際教育開発のジュネーブ副代表の地位を得ていた戸塚は、この地位とそれまでの経験を利用して、国連人権委員会での問題提起を実現する事に成功した。しかしその事は、この問題提起が十分に準備されたものである事、そして国際社会、更には日本国内にそのメッセージを伝える事に十分に成功したという事を意味しなかった。

ここにおいてとりわけ戸塚が直面した大きな問題が、日本メディアの非協力的な姿勢であった。例えば、戸塚はある日本メディアの人物から「あなたはそれでも法律家なのか」という非難の声をぶつけられた、と回想している¹⁰⁷。背景には、国際機関における戸塚の度重なる政府批判が、ジュネーブに拠点を置いていた一部日本メディアに対し、彼への

反感を深めさせた事がある¹⁰⁸。「日本政府の方がはるかに好意的に迎えてくれた」、戸塚は皮肉交じりにそう回顧する。

当時の戸塚の目標は、日本政府に自由権規約第一選択議定書を批准させる為に圧力をかけることであり、日本の人権に関わる問題提起はその手段にしか過ぎなかった。だからこそ、本来ならこの目的の大きな部分は、92年2月に国連人権委員会にて問題を提起した段階で、既に達成されていたのかもしれない。しかし、日本メディアの消極的姿勢は、結果として戸塚をして、この問題に更に真剣に取り組ませる効果を齎した。即ち一部メディアによる「それでも法律家なのか」という問いが、法律家としての高いプライドを持つ彼をして、この問題に関わる国際法的構成を精緻なものとなし、次なる、そしてより本格的な問題提起へと導く強いインセンティブを齎したのである。

こうして当初は些か便宜的に行われ、しかも日韓両国でも小さな関心しか集めなかった国連人権委員会における戸塚の慰安婦問題提起は、更に大きな舞台へと導かれて行く事になる。日本メディアの冷淡な対応とは対照的に、2月の国連人権委員会で他の国連NGOからの一定の反応を得た戸塚は、次の活動の舞台として「女性の地位委員会」ではなく、「現代奴隷制部会」を選択する。その理由について戸塚は「時間的な余裕がなかった事、女性の地位委員会には馴染みがなく手続きが使いにくそうに見えた」事を挙げている。同時に既に述べた様に、戸塚は2月の国連人権委員

会にて慰安婦問題を「性の奴隷」であると位置付けており、それとの整合性を取る必要があった。また、既に挺対協をはじめとする韓国の運動団体は早くもこの時点で、慰安婦の置かれた境遇について「奴隷状態」という用語を用いており、戸塚はその事も既に知っていた。

そして何よりも戸塚には一つの確信があった。奴隷を巡る問題は、国際社会において人権問題に関わる議論で最も重要なものの一つであり、故に問題をここに結合させる事ができれば、効率的にこの問題をアピールできる筈だ、という理解を、彼は長年の国際機関での活動から有していた。90年代初頭の段階では、女性の人権を巡る問題は、国際機関における議論において、急速に重要なものとはなりつつあったものの、依然として周辺的な位置に留まっており、戸塚は十分な知識を有していなかった。だからこそ、彼は言わば国際機関における人権問題の典型的な「雛型」である、奴隷を巡る人権問題の枠組みを利用して、慰安婦問題の効率的なアピールを行おうとした事になる。

とはいえ1992年2月、国連人権委員会にて慰安婦問題を「性の奴隷」に関わるものとして問題提起した戸塚は、この時点ではこの問題が何故に「奴隷」問題であり、国際法的に問題であるかについて、十分に詰め切れていなかった。だからこそ5月に現代奴隷制部会が開催されるまでの3か月で、彼はその法的な論拠作りを懸命に行う事になる。戸塚はこう回想する。

だから、日本が当時拘束されていた条約で、明確に日本の行為を違法とする根拠になる明文の条文を見つけたかったのである。発言直後から国連スタッフに相談して奴隷制部会について調べた。国連のファイルの中に奴隷制部会の活動に関するレポートを見つける事ができた。このレポートからILO100号強制労働に関する条約(1930年)が同部会の活動と密接な関係を持つ事がわかった。条文を見てみたが、女性の強制労働は全面的に禁止されていたのである。

幸運だったが、1932年に日本がこの条約を批准していたのである。それまでは、この問題に対する国際法上の問題点がほとんど解明されていなかった。この問題に強制労働条約の適用が可能である事に気づいた事は、法的な主張を飛躍的に強め、その後の国連・ILO審議を決定づけたとも思えるほど大きな成果だったと思う¹⁰⁹。

こうして見ると、戸塚の発想が如何に法学的でかつ戦略的であったかがわかる。弁護士であり国際人権法を学んでいた彼にとって重要であったのは、この問題そのものの在り方以上に、この問題を如何にして国際法的に構成し、日本における人権問題の一つとして、国際社会に効率的にアピールするか、にあった。そしてその事はこれまで数多くの人権問題を国際機関に提起してきた戸塚にとっては当然の事でもあった。何故ならどの様に深刻な人権問題であっても、その問題に纏わる議論を法的に上手く構成し、問題の重要性と違

法性をアピールする事ができなければ、国際社会の真剣な考慮の対象とはならないからである。

幾度も述べて来た様に、この時点の戸塚にとって、慰安婦問題は数多くの日本における人権問題の一つにしか過ぎなかった。しかしだからこそ、彼はこの問題について、冷静且つ技術的に対処する事ができた。

こうして戸塚は国際機関での発言を続け、その発言が1992年5月の奴隷制部会における議論、更には挺対協の初めての国連諸機関での発言機会となった同年8月の国連人権小委員会における議論へと繋がる事になる。

それではこの様な戸塚の慰安婦問題における役割を我々は何の様に考えればいいのか。まず明らかなのは、慰安婦問題に対する国際社会への関心の高まりに、彼が二つの異なる方向で大きな役割を果たした事である。一つは冒頭で述べた様に、この問題が国際機関で議論される端緒を開いた事である。この様な戸塚の活動は、彼がそれまで培ってきた国内及び国際社会での経験と蓄積の賜物だった。背景にはこの時期急速に国際化した我が国の法曹界を巡る状況があり、恵まれた経済的背景を持つ戸塚は、その豊富な経済的資源を生かして日本の法曹界の国際化を、自らのキャリアにおいて典型的且つ先鋭的に体现した人物であった。そして自らを「変な弁護士」と自認する¹¹⁰ この法曹界の国際化の最先端にいた異端児に見いだされる事により、慰安婦問題は初めて国際機関で議論される場を得たのである。

とはいえ、この様な法曹界の国際化を体现したのは一人、戸塚だけではなかった。例えば、戸塚は自らが国際機関でネットワークを構築した際に、重要な助けを得た人物として久保田洋を挙げている。1981年から国連人権官として活動し、89年に38歳の若さで亡くなった久保田の国際機関での活動歴は、ちょうど戸塚が国際機関において地歩を築いた時期と重なっている¹¹¹。戸塚が精神医療と人権に関わる問題を訴える為にはじめて国連人権小委員会に出席した1984年は、日本人の専門家としてはじめて竹本正幸が同小委員会委員に選出された年にもあたっている¹¹²。

更に言えば、前年、1983年には、本稿でも述べた様に、日本の民間団体としての初めての国連人権小委員会での発言が、国際人権連盟の推薦を受けた日本弁護士連合会と自由人権協会の代表によりサハリン残留韓国問題を題材として実現されている。80年代中葉以降の戸塚の活躍は、この様な当時漸く整いつつあった、国際機関における日本人、或いは日本民間組織の国際社会における活動の蓄積の結果として可能となったものだった。そして、その蓄積を一つ一つ結合させた事により、92年2月、戸塚による国連人権委員会での慰安婦問題提起が、彼がそれを決断して、僅か1か月という極めて短い準備期間で実現される事になるのである。

慰安婦問題の国際化において戸塚が果たした二つ目のより重要な役割は、これに明確な国際法的なフレームワークを与えた事にあ

る。しかしながら、それを以て、例えば彼自身が後に述べる様に、慰安婦問題における「軍隊売春」から「性奴隷」への「パラダイム転換」を齎したものであった¹¹³と直ちに言えるか、と言えは事はそう単純ではない。何故なら、筆者が別著で詳しく述べた様に、戸塚が国際機関にこの問題を提起した同じ頃、国際社会において慰安婦や慰安婦制度を“Sex Slave”や“Sex Slavery”の一類型とする言説は既に幅広く見られるものになっていたからである¹¹⁴。故に、当時の彼自身がどの様に認識していたにせよ、「慰安婦は性奴隷」だという言説を作り出したのは彼であるとまでいう事は不可能である。

寧ろこの問題の国際社会における展開において戸塚が果たしたのは、既に芽生えつつあった、慰安婦問題を「性奴隷」の概念と結び付ける、つまり、漠然とした当時の議論に、明確な国際法的枠組みを与えた事であり、その結果として「慰安婦が性奴隷」であるか否かを慰安婦問題における、最重要な国際法的争点の一つにまで押し上げた事である。そして現在の日韓両国の対立を見れば明らかな様に、国際問題としての慰安婦問題が究極的には、1965年に締結された請求権協定を中心とする法的な紛争である以上、その法的構成が如何になされるかは、この問題の後の展開においても決定的な重要性を有していた¹¹⁵。

そして同時に、この様な戸塚の選択はその後の慰安婦問題における様々な人々の運動に大きな亀裂をも齎す事にもなった。即ち、あらゆる人権に関わる問題を国内法によってで

はなく、一足飛びに国際法を利用して解決しようとする戸塚の関与は、結果として、慰安婦問題に関わる運動を、日本や韓国といった、特定の国家の国内法の枠組みでこれを解決しようとする人々と、直接的に国際法に訴え様とする人々の間での激しい対立を齎したからである¹¹⁶。

そしてこの様な戸塚と慰安婦問題の関係は、この問題に関して我々に異なる、重要な事をも教えてくれる事になる。その第一は、他の歴史認識問題においてと同じ様に、慰安婦問題に関わる言説が、当初から今日のような形で存在したのではなく、全く異なる背景を持つ様々な人々の、異なる意図による関与や試行錯誤の結果として、作り上げられて行った事である。

戸塚において明らかなのは、彼が元々この問題そのものに大きな関心がなかった事であり、にも拘わらず、その展開に重要な役割を果たした事である。そして同じ事はこの時期、急速に注目を集めていった慰安婦問題に関わる様になった多くの人々や団体について言う事ができた。例えば、挺体協にとって慰安婦問題は女性問題の一つであり、逆に遺族会にとっては数多くの日本の植民地支配と戦争を巡る問題の重要な、しかし一つにしか過ぎなかった。そしてそれは戸塚にとっては少なくとも当初は — 日本政府を自由権規約第一選択議定書批准へと追い込む国際社会からの圧力を導く手段の一つにしか過ぎなかった。慰安婦問題を巡る言説は、この様な全く異なる意図を以てこの問題に参入した人々の試行錯

誤によって作られていったのである。

当然の事ながら、このような異なる意図を持つ人々の試行錯誤の繰り返しにより形成されていった事は、この問題を巡る言説を極めて流動的で複雑なものとする事ともなった¹¹⁷。そして勿論、その事は戸塚自身の慰安婦問題を巡る言説についても言う事ができた。例えば、慰安婦問題を初めて国際機関に提起してから暫くの戸塚は「韓国の『慰安婦』被害者たちは、職業的売春婦ではなかった」「日本帝国軍によって、強制的に性の奴隷にされた」と述べており¹¹⁸、その「性奴隷」のあり方を極めて限定的に解釈していた。しかしながら、戸塚は後に「奴隷状態」の範囲を広く解釈する様になる。即ち彼は「公娼制は奴隷制であって、国際法に違反していたと考える」として「性奴隷」の範囲を、当時の日本の公娼制の下にあったセックスワーカー全体へと広げる事となるのである¹¹⁹。言うまでもなくその背景には、慰安婦問題を巡る歴史的研究の進展と、何よりも慰安婦問題、そしてジェンダーに関わる議論に対する戸塚自身の理解の深まりが存在すると言える。

そしてその事は、慰安婦問題に関わる言説の重要部分を作り出した戸塚もまた、その言説の変化から影響を受けている事を示している。その事は、言説構成過程における複雑さを理解して、初めてこの問題の歴史的展開が理解できる事を意味している。その事を指摘して、本稿の筆を擱く事としたい。

注

- 1 「이용수 할머니 “위안부 문제 국제법 판결 받는 게 마지막 소원”」, 『한겨레』 2021年2月16日、<http://www.hani.co.kr/arti/politics/diplomacy/983195.html#csidx7c1947a78d229079b84f7da51699a79> (最終確認 2021年3月21日)。
- 2 拙稿「互いに関心薄れる「日韓」: 19年に激化した対立がコロナで一変」, 『nippon.com』 2020年9月4日、<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00618/> (最終確認 2021年3月21日)。
- 3 「慰安婦被害者が勝訴 韓国地裁が日本政府に賠償命令」, 『聯合ニュース』 2021年1月8日、<https://news.goo.ne.jp/article/yonhap/world/yonhap-20210108wow032.html> (最終確認 2021年3月22日)。
- 4 「慰安婦判決確定 「円満解決へ最後まで努力」=韓国政府」, 『聯合ニュース』 2021年1月24日、<https://news.yahoo.co.jp/articles/f46bd04bf1868ee63296b61ff42c3b755640c2e> (最終確認 2021年3月22日)。
- 5 「이용수 할머니 “위안부 문제 유엔 국제사법재판소 회부하자”」, 『경향신문』 2021年2月16日、http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=202102161100001&code=940100#csidxbd0d8fd87a0a4f8a0a6b602076a05e (最終確認 2021年3月22日)。
- 6 戸塚に関わる学術的な先行研究はほぼ皆無であるが、例外的に以下の著作が彼の役割に一定の示唆を与えている。西岡力「慰安婦=性奴隷」を広めた戸塚悦朗の「滞在」, 『正論』 2012年5月号。とはいえ、西岡は戸塚を非難したいがあまりに、彼の議論の文脈を無視しており、結果としてその役割を大きく見誤る事になっている。
- 7 本稿は戸塚がこれまでに記した多くの著作に加えて、2018年8月、2021年3月に複数回にわたって行われた戸塚へのインタビューを利用している。お忙しい中、この論文の為にインタビューに応じてくださった戸塚先生に厚く御礼申し上げたい。また戸塚へのインタビューは、科学研究費補助金「90年代日韓歴史認識問題に関わるオーラルヒストリー調査」(基盤研究[B])による研究の一部であり、そこにおいて収集されたインタビュー結果を利用して書かれている。支援に感謝したい。
- 8 この点については差し当たり、拙著『日韓歴史認識問題とは何か』(ミネルヴァ書房、2014年)、『歴史認識はどう語られて来たか』(千倉書房、2020年)等を参照の事。
- 9 以下の議論について詳しくは、拙著『歴史認識はどう語られて来たか』を参照。
- 10 アジア太平洋戦争犠牲者韓国遺族会関係者へのインタビュー(2016年3月23日、ソウル)等。
- 11 일본군성노예제 문제해결을 위한 정의기억연

- 대 「비전과 미션」, <https://womenandwar.net/kr/visionmission/> (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。
- 12 [‘위안부’ 운동 다시쓰기 - 전문가 기고] ⑥ 일본의 ‘위안부’ 문제 해결 운동에서 본 정대협·정의연 운동』、『경향신문』2020 年 6 月 29 日 (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。なお、翻訳は「日本軍「慰安婦」問題解決全国行動」ホームページのものを採用した。 http://www.restoringhonor1000.info/2020/06/blog-post_32.html (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。
- 13 1990 年代初頭の韓国を巡る国際的状況と日韓関係については、木村幹・田中悟・金容民編著『平成時代の日韓関係』(ミネルヴァ書房、2020 年)を参照の事。
- 14 『한겨레』1992 年 2 月 9 日。なお、本稿において特に URL を記さない韓国メディアの記事は全て以下のサイトに拠っている。Big KINDS、<https://www.kinds.or.kr/> (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。
- 15 例えば、この時点での挺体協は国連人権小委員会がニューヨークで行われるのか、それともジュネーブなのかすら十分把握していなかった、という。戸塚悦朗へのインタビュー (2018 年 8 月 24 日、東京)。
- 16 『국민일보』1992 年 8 月 8 日。
- 17 国際教育開発はロサンゼルスに本拠地を置く、国連 NGO の一つであった。Union of International Associations eds., *Yearbook of international organizations Vol.1*, Brussels: Union of International Associations, 1992, p.872.
- 18 『毎日新聞』1992 年 2 月 18 日。なお、本稿において特に URL を記さない限り毎日新聞の記事は全て以下のサイトに拠っている。毎索：毎日新聞社のデータベース、https://dbs.g-search.or.jp/WMAI/PCU/WMAI_ipcu_menu.html (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。
- 19 ここに至る経緯については、戸塚悦朗『ILO とジェンダー』(日本評論社、2006 年)、121 ページ以下に詳しい。
- 20 鄭鎮星『日本軍の性奴隷制』鄭大成・岩方久彦訳 (論創社、2008 年)、145 ページ以下。鄭鎮星はここで早い時期の日本側の国際機関での活動を「日本の市民団体」によるものとしているが、本稿で詳細に示す様にこれは明らかな間違いである。また、同書は当時における日韓両国の市民団体の動きを恰も相互に密接な連関の下でなされたかのように記しているが、現実はそのほど単純なものではなかった。白杵敬子へのインタビュー (2018 年 1 月 21 日、丸亀市)。
- 21 この点については後述。
- 22 戸塚悦朗へのインタビュー (2018 年 8 月 24 日、東京)。
- 23 戸塚の家系については主として次の文献に拠った。サンケイ新聞編『戸塚九一郎を偲ぶ』(テレビ静岡エンタープライズ、1979 年)、「お店拝見 (株) 平喜屋板橋支店」、『コンタツだより』219 号、2012 年 1 月、<https://www.kontatsu.co.jp/pdf/clum219/219-4.pdf> (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。また、「会社概要」、『HIRAKI 株式会社平喜』、<https://www.sakehiraki.com/info.html> (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。
- 24 なお、重一郎が家業を継承したのは、「兄たちが継がなかった為、やむを得ず」であったと、戸塚は述べている。戸塚悦朗へのインタビュー (2021 年 3 月 24 日)。
- 25 なお九一郎は、第一高等学校入学の以前に、一旦第七高等学校に入学し、これを退学している。サンケイ新聞編『戸塚九一郎を偲ぶ』19-20 ページ。
- 26 戸塚進也については、戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい：対談選集』(K & K プレス、2004 年)、また『戸塚進也の窓』、<http://www.shinya-totsuka.com/> (最終確認 2021 年 3 月 23 日)、等。
- 27 戸塚の経歴については、戸塚悦朗「戸塚悦朗教授 略歴および業績一覧」、『龍谷法学』42 (4)、2010 年 3 月、他。
- 28 戸塚悦朗へのメールインタビュー (2021 年 3 月 12 日)。
- 29 スモン薬害訴訟の全体像については、スモンの会全国連絡協議会編『薬害スモン全史』(労働旬報社、1981 年)が詳しい。
- 30 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、76-77 ページ。
- 31 「サリドマイドに関する年表」、『公益財団法人いしずえ』、<http://ishizue-twc.or.jp/thalidomide/chronology/> (最終確認 2021 年 3 月 24 日)。
- 32 戸塚悦朗『国際人権法入門』(明石書店、2003 年)、306 ページ。
- 33 戸塚悦朗へのインタビュー (2018 年 8 月 24 日、東京)。
- 34 千種秀夫「巻頭言 国際化の時代を迎えて」、『J & R：法務大臣官房司法法制調査部季報』(39)、1981 年 5 月。
- 35 『朝日新聞』1981 年 5 月 30 日。なお、本稿において特に URL を記さない限り朝日新聞の記事は全て以下のサイトに拠っている。聞蔵 II ビジュアル：朝日新聞記事データベース、<http://database.asahi.com/index.shtml> (最終確認 2021 年 3 月 22 日)。
- 36 『朝日新聞』1981 年 5 月 30 日。
- 37 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人権後進国日本』精神医療と人権 2 (亜紀書房、1985 年)、4 ページ。
- 38 我が国における精神医療と人権に関わる問題の全体像については、大谷實『精神科医療の法と人権』(弘文堂、1995 年)、他。
- 39 戸塚の精神医療と人権を巡る活動については、以下の文献に詳しい。戸塚悦朗、広田伊蘇夫共

- 編『日本収容所列島』精神医療と人権 1 (亜紀書房、1984年)、同『人権後進国日本』、同『人間性回復への道』精神医療と人権 3 (亜紀書房、1985年)。
- 40 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、3ページ以下。
- 41 最も早いものとして『朝日新聞』1984年3月14日。
- 42 例えば、日本弁護士連合会 刑法「改正」阻止実行委員会「刑法全面「改正」作業に国民の批判を：法務省主催・「刑法改正について意見を聴く会」の状況と問題点」1978年5月、<http://www.arsvi.com/1900/780815.htm> (最終確認2021年3月22日)。
- 43 『読売新聞』1980年8月26日。
- 44 この保安処分を巡る議論については以下の著作を参考にした。第二東京弁護士会編『保安処分制度は必要か』(第二東京弁護士会、1981年)、および、同編『岐路に立つヨーロッパの保安処分』(第二東京弁護士会、1982年)。
- 45 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、39ページ以下。
- 46 戸塚悦朗「諸外国の保安処分施設等見聞記2：イギリス」、『判例タイムズ』455、1982年2月。
- 47 マインドについては、“About Us”、<https://www.mind.org.uk/>(最終確認2021年3月22日)。
- 48 戸塚悦朗「諸外国の保安処分施設等見聞記2：イギリス」、61ページ。
- 49 ダエス草案については、桐原尚之「1987年精神衛生法改正の政策過程：利益集団の動き」、『立命館人間科学研究』49、2016年2月、戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人間性回復への道』、247ページ以下。
- 50 『朝日新聞』1982年3月5日。
- 51 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、viページ以下。
- 52 この部会の設置について戸塚は、当初から自分が部会長に就任する事が前提の制度改革だったと回顧している。戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 53 戸塚悦朗「諸外国の保安処分施設等見聞記2：イギリス」、61ページ。
- 54 例えば、『朝日新聞』1982年8月17日。
- 55 「第7回人権賞 受賞者 戸塚悦朗(弁護士)」、https://www.toben.or.jp/pdf/jinkensho/jinkensho7_2.pdf (最終確認2021年3月23日)。
- 56 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、3ページ以下。
- 57 『読売新聞』1984年3月19日。
- 58 『読売新聞』1984年3月19日。
- 59 『読売新聞』1984年3月24日。
- 60 『読売新聞』1984年3月29日。
- 61 例えば、「第7回人権賞 受賞者 戸塚悦朗(弁護士)」。
- 62 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、39ページ以下。
- 63 “Notes and News,” *The Lancet*. (8325), March 19, 1983. また、戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、59ページ。
- 64 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、59ページ。
- 65 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『日本収容所列島』、62ページ。
- 66 桐原尚之「1987年精神衛生法改正の政策過程：利益集団の動き」。
- 67 戸塚によれば、ここにおける日本の問題提起は、精神医療と人権を巡る問題を、ソ連の体制に絡めて議論しようとしていた、西側諸国の国際NGOに大きな困惑を齎したという。戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 68 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人権後進国日本』、6ページ。
- 69 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人権後進国日本』、7ページ以下。また『朝日新聞』1984年8月16日。
- 70 『朝日新聞』1983年8月23日。
- 71 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人権後進国日本』、13ページ。
- 72 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人権後進国日本』、14ページ以下。
- 73 『朝日新聞』1984年9月17日。
- 74 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人間性回復への道』、199ページ以下。
- 75 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人間性回復への道』、199ページ。
- 76 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人間性回復への道』、201ページ。
- 77 「第7回人権賞 受賞者 戸塚悦朗(弁護士)」。
- 78 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、78ページ。
- 79 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、78ページ。
- 80 これらの経緯については、多田庶弘「監獄法と被拘禁者の人権：主に規約人権委員会が示した問題を中心に」、『現代社会文化研究』26、2003年3月、等。
- 81 以下の経緯については、戸塚悦朗「拷問及び刑事司法に関する人権侵害について：代用監獄、接見交通権問題を中心に」、『部落解放研究』66、1989年2月。また、戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、78-79ページ、他。
- 82 戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 83 1503手続と戸塚の実践については、戸塚悦朗『国際人権理事会』(日本評論社、2009年)、111ページ以下。
- 84 『朝日新聞』1988年11月18日。
- 85 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、79

- ページ。
- 86 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、79ページ。
- 87 戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 88 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、79ページ。
- 89 戸塚悦朗『国際人権法入門：国連人権NGOの実践から』(明石書店、2003年)、13-19ページ。
- 90 戸塚悦朗『国際人権法入門』、19ページ。
- 91 拙著『日韓歴史認識とは何か』。
- 92 拙著『歴史認識はどう語られて来たか』。
- 93 『朝日新聞』1991年7月19日。
- 94 多田庶弘「監獄法と被拘禁者の人権」。
- 95 『朝日新聞』1991年8月30日。
- 96 戸塚によれば「過労死問題」においては、他の問題とは異なり日本政府は積極的な反駁を行わなかった、という。戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 97 以下の遺族会の動きについては、木村幹・田中悟・金谷民編著『平成時代の日韓関係』、第2章を参照の事。
- 98 「第118回国会 参議院 予算委員会 第16号 平成2年5月30日」、国会会議議事録検索システム(検索日、2021年3月22日)。
- 99 『朝日新聞』1990年6月6日。
- 100 『朝日新聞』1991年11月16日。
- 101 日本では12月8日とされる事の多い真珠湾攻撃の日は、国際的には時差の関係上、12月7日とされる事が多い事に注意。
- 102 厳密にはカミングアウトしていた元慰安婦は既に存在していたが、本岡や戸塚はこの時点ではそれを十分に認識していなかった。拙著『歴史認識問題はどう語られて来たか』を参照の事。
- 103 戸塚はこの糸口を見つける為に、当時、文筆家の吉田清治との面談を行っている。しかしながら、吉田はこの時、戸塚らに根拠となる資料等を示す事ができず、加えて自らの著書に書かれている内容が、舞台を変えるなど彼の実際の経験から大きく変えたものである、と述べたという。結果、戸塚らは吉田の著作を法廷等で使用できないものである、として判断するに至り、彼は以後、この証言を一切使っていない。戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 104 戸塚悦朗『ILOとジェンダー』、i-iiページ。
- 105 戸塚悦朗、広田伊蘇夫共編『人権後進国日本』、12ページ。
- 106 戸塚悦朗『ILOとジェンダー』、122ページ。
- 107 戸塚悦朗へのインタビュー(2021年3月24日、オンライン)。
- 108 毎日新聞関係者へのインタビュー(2018年9月14日、東京)。
- 109 戸塚悦朗『ILOとジェンダー』、123ページ。
- 110 戸塚進也『戸塚進也のこの人と語りたい』、77ページ。
- 111 久保田洋については、久保田洋『人間の顔をした国際学：久保田洋遺稿集』(日本評論社、1990年)、久保田洋『入門国際人権法』(信山社出版、1997年)、等。
- 112 『朝日新聞』1984年3月14日。
- 113 戸塚悦朗『ILOとジェンダー』、126ページ。
- 114 拙著『歴史認識はどう語られて来たか』。
- 115 例えば、2021年における慰安婦問題における「性奴隷」概念の重要性は、この年の以下の論文を巡る議論に典型的に表れている。Ramseyer, J. Mark, "Contracting for sex in the Pacific War," *International Review of Law and Economics*, 65, March 2021.
- 116 例えば、「日本の戦後責任をハッキリさせる会」を率い、日本の国内法的枠組みで慰安婦の救済を求めた白杵敬子は、この様な戸塚の姿勢を「国際法を過度に重視する、現実性を欠いたもの」として激しく批判した。白杵敬子へのインタビュー(2018年1月21日、丸亀市)。実際、この両者は後に、1990年代半ばに出された「女性のためのアジア平和国民基金(以下、女性基金)」を巡って激しく対立する事となる。即ち、国内的救済の為に慰安婦等に女性基金の受け入れを求めた白杵に対して、戸塚はこれを激しく批判して対立したのである。戸塚悦朗『日本が知らない戦争責任』(現代人文社、1999年)の各所。
- 117 西岡力「[慰安婦=性奴隷]を広めた戸塚悦朗の「滞在」」。
- 118 戸塚悦朗『日本が知らない戦争責任』、135ページ。同書は戸塚が94年から98年、『法学セミナー』誌上で行った同名の連載を編集し、収録したものであるが、この4年の間だけでも戸塚の慰安婦問題に対する理解や法的解釈の間には一定の変化を観察する事が出来る。
- 119 戸塚悦朗『日本が知らない戦争責任』、261-264ページ。

How the issue of comfort women came to the United Nations: A view from Etsuro Totsuka

KIMURA Kan*

Abstract

The issue of comfort women still remains the most serious obstacle impeding Japanese and South Korean relations. One reason why this issue has such special importance among other similar problems regarding on Japan's colonial pasts is that it has attracted much attention from international society. Given its dual significance in that it relates to both colonial rule and gender, this issue was regarded as not only important in the context of Japan-South Korean relations, but also crucial for us to think about when considering human rights of women in international society.

But if we remember what happened during the war and under Japanese colonial rule, we can see that the issue of comfort women is important, but it is not only one issue related to human rights and Japan's past. How then did this issue acquire such a special position? Who made this so and for what reasons?

This paper explores a process of internationalization of the issue of comfort women by tracing personal history of Etsuro Totsuka. Totsuka is an international lawyer and human rights activist who has argued at international organizations such as the United Nations Commission on Human Rights and the Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights and in 1992 became the first person to submit the issue of comfort women to these institutions.

Looking back at his personal history, it is clear that he had not been interested in colonial or gender issues before finding and submitting the issue of comfort women to the aforementioned institutions. How then did he find the issue, and why did he decide to submit it to UN institutions?

By exploring Totsuka's process, this paper elucidates how developments in the 1980s made the issue of comfort women into an internationally important one.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

